

新

旧

略

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
人件費	(1) 給 与	<p>毎年4月1日現在（以下「4月当初現在」という。）の職員の現員を基礎として算定する。</p> <p>ア. 都道府県及び市が経営する施設にあっては、4月当初現在の職員の現員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については、別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額と次に示す職員の職種別の本俸、特殊業務手当、地域手当及び扶養手当の合算額とを比較していずれか少ない方の額とする。</p>	12

新

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単価	員数
-------	-------	----	----

職種別	本俸 A	特種業務手当 B	扶養手当 C	合計 D=A+B+C	地域手当 (合計×各%)												
					17/100 E	14/100 F	12/100 G	11/100 H	10/100 I	9/100 J	8/100 K	7/100 L	6/100 M	5/100 N	3/100 O		
福2-29 施設長 (50名以下)	246,600		13,183	259,783	44,163	36,370	31,174	28,576	25,978	23,380	20,783	18,185	15,587	12,989	7,793		
福4-1 施設長 (51名以上)	271,900		13,183	285,083	48,464	39,912	34,210	31,358	28,508	25,657	22,807	19,956	17,105	14,254	8,552		
行(一)2-9 事務員	200,000		13,183	213,183	36,241	29,846	25,582	23,450	21,318	19,186	17,055	14,923	12,791	10,659	6,395		
福2-17 主任指導員	225,600	11,700	13,183	250,483	42,582	35,068	30,058	27,553	25,048	22,543	20,039	17,534	15,029	12,524	7,514		
福2-13 指導員	219,200	11,700	13,183	244,083	41,484	34,122	29,290	26,849	24,408	21,967	19,527	17,086	14,645	12,204	7,322		
医(三)2-29 看護師	229,200	2,500	13,183	244,883	41,484	34,284	29,386	26,937	24,488	22,039	19,591	17,142	14,693	12,244	7,346		
医(二)2-9 栄養士	190,900		13,183	204,083	34,624	28,572	24,490	22,449	20,408	18,367	16,327	14,286	12,245	10,204	6,122		
行(二)1-37 調理員等	165,800		13,183	178,983	30,421	25,058	21,478	19,588	17,898	16,108	14,319	12,529	10,739	8,949	5,369		
福2-5 心理療法担当職員	205,800	11,700	13,183	230,683	38,216	32,296	27,682	25,325	23,068	20,761	18,455	16,148	13,841	11,534	6,920		

職種別	合計額 (合計+地域手当)											その他
	17/100 D+E	14/100 D+F	12/100 D+G	11/100 D+H	10/100 D+I	9/100 D+J	8/100 D+K	7/100 D+L	6/100 D+M	5/100 D+N	3/100 D+O	
福2-29 施設長 (50名以下)	303,946	296,153	290,957	288,359	285,761	283,163	280,566	277,968	275,370	272,772	267,576	259,783
福4-1 施設長 (51名以上)	333,547	324,955	319,293	316,442	313,591	310,740	307,890	305,039	302,188	299,337	293,635	285,083
行(一)2-9 事務員	249,424	243,029	238,765	236,633	234,501	232,369	230,238	228,106	225,974	223,842	219,578	213,183
福2-17 主任指導員	283,065	285,551	280,541	278,936	275,531	273,026	270,522	268,017	265,512	263,007	257,897	250,483
福2-13 指導員	285,571	278,255	273,373	270,932	268,491	266,050	263,610	261,169	258,728	256,287	251,405	244,083
医(三)2-29 看護師	286,513	279,167	274,269	271,820	269,371	266,922	264,474	262,025	259,576	257,127	252,229	244,883
医(二)2-9 栄養士	238,777	232,655	228,573	226,532	224,491	222,450	220,410	218,369	216,328	214,287	210,205	204,083
行(二)1-37 調理員等	209,410	204,041	200,461	198,621	196,881	195,091	193,302	191,512	189,722	187,932	184,352	178,983
福2-5 心理療法担当職員	269,899	262,979	259,365	256,058	253,751	251,444	249,138	246,831	244,524	242,217	237,603	230,683

旧

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単価	員数
-------	-------	----	----

職種別	本俸 A	特種業務手当 B	扶養手当 C	合計 D=A+B+C	地域手当 (合計×各%)												
					16/100 E	13/100 F	12/100 G	10/100 H	9/100 I	8/100 J	7/100 K	6/100 L	5/100 M	3/100 N			
福2-29 施設長 (50名以下)	246,600		13,183	259,783	41,565	33,772	31,174	25,978	23,380	20,783	18,185	15,587	12,989	7,793			
福4-1 施設長 (50名以上)	271,900		13,183	285,083	45,613	37,061	34,210	28,508	25,657	22,807	19,956	17,105	14,254	8,552			
行(一)2-9 事務員	200,000		13,183	213,183	34,109	27,214	25,582	21,318	19,186	17,055	14,923	12,791	10,659	6,395			
福2-17 主任指導員	225,600	11,700	13,183	250,483	40,077	32,563	30,058	25,048	22,543	20,039	17,534	15,029	12,524	7,514			
福2-13 指導員	219,200	11,700	13,183	244,083	39,053	31,731	29,290	24,408	21,967	19,527	17,086	14,645	12,204	7,322			
医(三)2-29 看護師	229,200	2,500	13,183	244,883	39,181	31,835	29,386	24,488	22,039	19,591	17,142	14,693	12,244	7,346			
医(二)2-9 栄養士	190,900		13,183	204,083	32,653	26,531	24,490	20,408	18,367	16,327	14,286	12,245	10,204	6,122			
行(二)1-37 調理員等	165,800		13,183	178,983	28,637	23,268	21,478	17,898	16,108	14,319	12,529	10,739	7,159	5,369			
福2-5 心理療法担当職員	205,800	11,700	13,183	230,683	36,909	29,989	27,682	23,068	20,761	18,455	16,148	13,841	9,222	6,920			

職種別	合計額 (合計+地域手当)											その他
	16/100 D+E	13/100 D+F	12/100 D+G	10/100 D+H	9/100 D+I	8/100 D+J	7/100 D+K	6/100 D+L	5/100 D+M	3/100 D+N		
福2-29 施設長 (50名以下)	301,348	293,555	290,957	285,761	283,163	280,566	277,968	275,370	272,772	267,576	259,783	
福4-1 施設長 (50名以上)	330,696	322,144	319,293	313,591	310,740	307,890	305,039	302,188	299,337	293,635	285,083	
行(一)2-9 事務員	247,282	240,897	238,765	234,501	232,369	230,238	228,106	225,974	223,842	219,578	213,183	
福2-17 主任指導員	289,560	283,046	280,541	275,531	273,026	270,522	268,017	265,512	263,007	257,897	250,483	
福2-13 指導員	283,116	275,814	273,373	268,491	266,050	263,610	261,169	258,728	256,287	251,405	244,083	
医(三)2-29 看護師	284,084	276,718	274,269	269,371	266,922	264,474	262,025	259,576	257,127	252,229	244,883	
医(二)2-9 栄養士	236,736	230,514	228,573	224,491	222,450	220,410	218,369	216,328	214,287	210,205	204,083	
行(二)1-37 調理員等	207,620	202,251	200,461	196,881	195,091	193,302	191,512	189,722	187,932	184,352	178,983	
福2-5 心理療法担当職員	267,592	260,672	256,365	253,751	251,444	249,138	246,831	244,524	242,217	237,603	230,683	

新

旧

新				旧			
経費の種類	経費の区分	単 価	員 数	経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
		イ. 略				イ. 法人が経営する施設にあつては、4月当初現在の職員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額とする。	
	(2) 略			(2) 期末勤勉手当	(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額の合算額とする。		4.5 (円未満切捨)
	(3) 略			(3) 管理職手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長の本俸×12		0.125
	(4) 管理職員特別勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合 勤務1回につき 6,000円	勤務回数	(4) 管理職員特別勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合 勤務1回につき 4,000円		勤務回数
	(5) 略			(5) 超過勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した本俸、特殊業務手当（1人月額2,500円の加算額を除く。）及び地域手当の額の合算額（施設長の本俸及び地域手当の額を除く。）×12		0.0427
	(6) 略			(6) 住居手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の住居手当の月額		12
	(7) 略			(7) 通勤手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員について算定した手当月額		12

新

旧

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
	(8) 略		
	(9) 略		
	(10) 略		
	(11) 略		
	(12) 略		
	(13) 社会保険事業主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定した給与に0.18172を乗じて得た額	12
	(14) 略		
	(15) 宿直業務改善費	1施設年額 2,460,500円	1
管理費	(16) 略		
	(17) 略		

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
	(8) 非常勤調理員等	年額 1,596,000円	1
	(9) 非常勤調理員等 年休代替要員費	年額 74,480円	1
	(10) 年休代替要員費	年額 118,400円	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	(11) 調理員等年休代替要員費	年額 106,400円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
	(12) 看護代替経費	年額 1,950円	取扱定員
	(13) 社会保険事業主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定した給与に0.17958を乗じて得た額	12
	(14) 嘱託医手当	4月当初現在の嘱託医手当の月額	12
	(15) 宿直業務改善費	1施設年額 2,457,840円	1
管理費	(16) 旅 費	5,580円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
	(17) 庁 費	57,120円	同 上

新

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
(18)略			
(19)略			
(20)略			
(21)職員健康管理費		5,690円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
(22)略			
(23)略			
(24)略			
(25)非常勤職員 処遇改善費	年額	5,690円	1
(26)苦情解決対策 経費	年額	25,326円	

旧

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
(18)特別管理費	50人以下の施設 年額	842,100円	1
	51人以上の施設 年額	785,400円	1
(19)職員研修費		1,950円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
(20)被服手当		630円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
(21)職員健康管理費		5,600円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
(22)各所修繕費	1㎡当たり	379円	当該施設の表延数 (1㎡未満切捨) ただし、一時保護所の 場合婦人相談所との兼 用部分については、そ の主たる用途によって 按分された延面積
(23)入所者保健 衛生費		3,150円	取扱定員
(24)業務省力化等 勤務条件改善費	直接処遇職員 年額	299,985円	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	調 理 員 年額	290,472円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員数
(25)非常勤職員 処遇改善費	年額	5,600円	1
(26)苦情解決対策 経費	年額	27,216円	1

新

旧

略

経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
	(27) 調理業務外 部委託費	調理業務の全部を委託する場合は、その委託料 (事務費相当)の月額	1 2

## 小規模住居型児童養育事業実施要綱（案）

### 第1 目的

小規模住居型児童養育事業は、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)に対し、この事業を行う住居(以下「ファミリーホーム」という。)において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とする。

### 第2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が適當と認めた者とする。

### 第3 対象児童

この事業の対象児童は、要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で児童間の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされたものであって、児童福祉法(以下「法」という。)第27条第1項第3号の規定に基づき措置されたものとする。

### 第4 対象人員

ファミリーホームの入居定員は、5人又は6人とする。

### 第5 ファミリーホームの設備等

- (1) 児童の日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、養育者等が児童に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態とすること。
- (2) 居間、食堂等児童が相互交流することができる場所を有するほか、ファミリーホームの設備全てが、児童の適切な養育に資するものであること。
- (3) 風呂、洗面所、便所、子どもの居室を有することとし、年齢に応じて男子と女子の居室を別にすること。
- (4) 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこと。

### 第6 事業内容

この事業は、法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住宅を利用し、次の観点を踏まえつつ、児童の養育を行うものとする。

- (1) 家庭的な環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行うこと。
- (2) 児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重した養育を行うこと。
- (3) 児童の権利を擁護するための体制や、関係機関との連携その他による支援体制を確保しつつ、養育を行うこと。

## 第7 職 員

- (1) ファミリーホームごとに3人以上の養育者を置かなければならない。ただし、養育者が1人以上である場合には、補助者（養育者を補助する者）をもってその他の養育者に代えることができる。
- (2) 1人以上の養育者が当該住居に本拠をおき、専任の養育者でなければならないものとし、うち1人をファミリーホームの管理者とする。
- (3) 養育者は、以下の各号援助及び生活指導等を行う者は、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助者は、⑤に該当する者とする。
  - ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者
  - ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者
  - ③ 3年以上児童福祉事業に従事した者
  - ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
  - ⑤ 法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者(※ ①及び②については、平成21年4月1日より前における里親としての経験を含むものとする)

## 第8 実施に当たっての留意事項

小規模住居型児童養育事業者（以下「事業者」という。）は、運営方針、職員の職務内容、児童への援助内容、入居者の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第1条の26に規定する事項を運営規程に定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施すること。

- (1) 都道府県は、児童の委託をしようとするときは、児童相談所長、児童又はその保護者、事業者の意見を聴くこと。
- (2) 児童を委託する場合、養育者及び既に委託されている児童と新たに委託する児童との適合性が極めて重要であるため、都道府県は、児童のアセスメントや、養育者及びすでに委託されている児童と新たに委託する児童との適合性の確認等十分な調整を行った上で、当該児童に最も適した事業者へ委託するよう努めること。特に、その児童がこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を大切にし、可能な限り、その連続性が保障できる事業者へ委託するよう努めること。



- (3) 都道府県は、虚弱な児童、障害がある児童、虐待や非行等の問題を抱えた児童を委託する場合には、知識や経験を有する等それらの児童を適切に養育できる事業者に委託すること。
- (4) 事業者は、養育を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (5) 事業者は、入居している児童の人数、年齢等に応じた養育体制を維持できるように、養育者及び補助者を適切に配置すること。
- (6) 事業者は、児童が不安定な状態となる場合や緊急時の対応などを含め、児童の状況に応じた養育を行うことができるよう、学校、児童相談所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。
- (7) 事業者は、都道府県知事からの求めに応じて、児童の状況等について定期的（6ヶ月に1回以上）に調査を受けなければならない。
- (8) 事業者は、児童相談所長があらかじめ当該事業者並びにその養育する児童及びその保護者の意見を聴いて当該児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該児童を養育しなければならない。
- (9) 事業者は、養育者に対し、児童に法第33条の10各号に規定する虐待等を行ってはならない旨、徹底すること。
- (10) 事業者は、児童の権利擁護、虐待の防止等のため、苦情を受け付けるための窓口や責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、第三者による関与や、養育者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- (11) 事業に運営に当たっては、児童の記録や事務運営に係る会計に関する諸帳簿を適切に整備すること。特に、養育者等の人件費の支出と児童の生活に係る費用の支出は、区分を明確にして帳簿に記入すること。  
また、特に運営主体が法人である場合については、養育者の法人における立場等も十分に踏まえ、労働法規等に即して実施すること。
- (12) その他、児童福祉法施行規則に掲げる規定に留意し、児童が心身ともに健やかにして社会に適応するよう、適切な養育を行うこと。

## 第9 経 費

本事業の運営に関する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。

## 児童自立生活援助事業の実施について（一部改正案新旧表）

新（案）	旧
<p>児 発 第 3 4 4 号 平成10年4月22日</p> <p style="text-align: right;">【一部改正】平成16年4月28日 雇児発第0428004号 【一部改正】平成18年4月3日 雇児発第0403012号 【一部改正】平成〇〇年〇月〇日 雇児発第〇〇号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童自立生活援助事業の実施について</p> <p>義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進する事業として、昭和63年5月20日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」に基づき「自立相談援助事業」が実施されてきたところであるが、今般、施設退所後の児童等に対する支援の強化のため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）の改正により、同事業を「児童自立生活援助事業」とし児童居宅生活援助事業の一類型として法定化するとともに、「児童自立生活援助事業実施要綱」を別紙の通り定め、平成10年4月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、昭和63年5月20日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」は廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 3 4 4 号 平成10年4月22日</p> <p style="text-align: right;">【一部改正】平成16年4月28日 雇児発第0428004号 【一部改正】平成18年4月3日 雇児発第0403012号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童自立生活援助事業の実施について</p> <p>義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進する事業として、昭和63年5月20日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」に基づき「自立相談援助事業」が実施されてきたところであるが、今般、施設退所後の児童等に対する支援の強化のため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）の改正により、同事業を「児童自立生活援助事業」とし児童居宅生活援助事業の一類型として法定化するとともに、「児童自立生活援助事業実施要綱」を別紙の通り定め、平成10年4月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、昭和63年5月20日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」は廃止する。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">児童自立生活援助事業実施要綱</p> <p>第1 目的            児童自立生活援助事業は、児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「援助の実施」という。）を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>第2 実施主体等            （削除）</p> <p>設置及び運営の主体は、地方公共団体及び社会福祉法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人等であって都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めた者とする。</p> <p>第3 対象児童            この事業の対象児童は、義務教育を終了した20歳未満の児童等（以下「児童」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとして、<u>都道府県により児童福祉法（以下「法」という。）第33条の6第1項の規定に基づき援助の実施が必要とされたものとする。</u></p> <p>① <u>小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除されたもの</u></p> <p>② 前号に規定する児童以外の児童であって、都道府県知事が当該児童の自立のために援助及び生活指導等が必要と認めたもの</p> <p>第4 対象人員  <u>自立援助ホームの入居定員は、5人から20人とする。</u></p> <p>第5 自立援助ホームの設備等            (1) (略)</p> <p>(2) 個々の入居児童の居室の床面積は、一人当たり3.3㎡以上とすること。なお、一居室当たりおおむね2人までとすること。また、男子と女子は別室とすること。</p> <p>(3) 居間、食堂等入居児童が相互交流することができる場所を有していること。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">児童自立生活援助事業実施要綱</p> <p>第1 目的            児童自立生活援助事業は、児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>第2 実施主体等            (1) <u>自立援助ホームへの援助措置の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。</u></p> <p>(2) <u>自立援助ホームの運営主体は、地方公共団体及び社会福祉法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人等であって都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めた者とする。</u></p> <p>第3 対象児童            この事業の対象児童は、義務教育を終了した18歳未満の児童（法第31条第4項に規定する場合にあっては、20歳未満の者。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとして<u>法第27条第7項の規定に基づき措置されたものとする。</u></p> <p>① <u>里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除されたもの</u></p> <p>② 前号に規定する児童以外の児童であって、都道府県知事が当該児童の自立のために援助及び生活指導が必要と認めたもの</p> <p>第4 対象人員  <u>この事業の対象人員は、おおむね5名から20名とする。</u></p> <p>第5 自立援助ホームの設備等            (1) 日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、職員が入居児童に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。</p> <p>(2) 個々の入居者の居室の床面積は、一人当たり3.3㎡以上とすること。なお、一居室当たりおおむね2人までとすること。</p> <p>(3) 居間、食堂等入居者が相互交流することができる場所を有していること。</p> <p>(4) 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこと。</p>

第6 事業内容

この事業は、児童が自立した生活を営むことができるよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活指導等を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。

- ① 就労への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助・指導
- ② 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関することその他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助・指導
- ③ 職場を開拓するとともに、安定した職業に就かせるための援助・指導及び就労先との調整
- ④ 児童の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ⑤ 児童相談所及び必要に応じて市町村、児童家庭支援センター、警察、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携
- ⑥ 自立援助ホームを退所した者に対する生活相談など
- ⑦ (削除)

第7 職員

(1) 自立援助ホームごとに、指導員(主として児童自立生活援助に携わる者)及び管理者を置かなければならない。ただし、管理者は指導員が兼ねることができる。

(2) 指導員は次のとおり配置することとする。

- ① 入居児童の数が6人以下の場合は指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には残りを補助員(指導員を補助する者)をもって代えることができる
- ② 入居児童の数が7人以上の場合は指導員を4人以上配置することとし、以降入居児童の数が7人から3人増える毎に指導員を1人加えて得た人数以上とする。ただし、下記の指導員数から1を減じた数以上指導員が配置されている場合には、残りの員数を補助員をもって代えることができる

【指導員の配置(単位:人)】

入居児童数	6まで	7～9	10～12	13～15	16～18	19以上
指導員数(補助員を含む)	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

(3) 指導員は、児童の自立支援に熱意を有し、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助員は⑤に該当する者とする。

- ① 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条に定める児童指導員の資格を有する者
- ② 法第18条の4に定める保育士
- ③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
- ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑤ 法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者

第6 事業内容

この事業は、児童が自立した生活を営むことができるよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活指導等を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。

- ① 就労への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助・指導
- ② 健康管理、金銭の管理、余暇の活用、食事等日常生活についての援助・指導
- ③ 職場を開拓するとともに、安定した職業に就かせるための援助・指導
- ④ 児童の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ⑤ 児童相談所及び必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携
- ⑥ 自立援助ホームを退所した者に対する生活相談など
- ⑦ 就労先、警察等関係機関との調整など対外関係調整が必要な児童に対する援助及び生活指導

第7 職員

援助及び生活指導を行う者は、児童の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

- ① 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条に定める児童指導員の資格を有する者
- ② 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の4に定める保育士
- ③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者

第8 申込み、入居及び退居時の取扱等

- (1) 都道府県は、その区域内における児童の自立を図るため必要がある場合において、児童から援助の実施について申込みがあったときは、援助及び生活指導等を行わなければならない。
- (2) 援助の実施を希望する児童は、申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合、児童自立生活援助事業者（以下「事業者」という。）は入居を希望する児童からの依頼を受けて、この児童に代わって都道府県に申込書の提出を行うことができる。
- (3) 都道府県は、(1)により援助の実施を行う時、変更又は解除する時は、事業者の意見を聞かなければならない。
- (削除)
- (4) 特別な事情により事業者の所在する都道府県以外の都道府県が、援助の実施を行う時あるいは変更又は解除する必要があると認める時は、事業者の所在する都道府県に協議するものとする。
- (5) 都道府県は、市町村等から援助の実施が適当であると認める児童について報告を受けた場合は、必要があると認めるときは、その児童に対し申込みを勧奨しなければならない。
- (6) 都道府県は、児童福祉法施行規則第36条の25第1項に基づき、その区域内における事業者の名称、場所、入居に関する事等について、当該情報を自由に利用できるよう、インターネットの活用や児童相談所や施設にリーフレットを配布する等により情報提供を行わなければならない。
- (7) 都道府県は、法第56条第2項の規定により、入居児童本人から、その負担能力に応じて、本事業の実施に要する費用の一部を徴収することができる。
- (8) 事業者は、入居児童が死亡したとき、援助の実施を変更又は解除する必要があると認める場合は、これを都道府県に報告するものとする。

第9 実施に当たっての事業者の留意事項

事業者は、運営方針、職員の職務内容、児童への援助内容、金銭管理の手法、入居児童の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第33条の20に規定する運営規程を定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施しなければならない。

- (1) 児童の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、児童との信頼関係の上に立って援助及び生活指導等を行うこと。
- (2) 児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、児童の雇用先事業所、公共職業安定所、学校及び児童の家庭等と密接に連携をとり、児童に対する援助及び生活指導等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。
- (3) 援助及び生活指導等を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (削除→一部を第10(3)へ)

第8 入居及び退居時の報告等

- (1) 実施主体は、法第27条第7項の規定に基づく措置あるいは法第31条第4項の規定に基づき援助を継続する措置を採る時、措置の変更又は解除を行う時は、自立援助ホームの運営主体の長の意見を聞くこと。
- (2) 自立援助ホームの運営主体は、この事業による援助及び生活指導を要すると認める児童を発見した場合は、これを実施主体に報告するものとする。
- (3) 自立援助ホームの運営主体は、入所児童が死亡したとき、あるいは法第27条第7項に基づく措置を継続、変更または解除する必要があると認める場合は、これを実施主体に報告するものとする。
- (4) 運営主体の所在する都道府県以外の都道府県が、法第27条第7項の規定に基づく措置を行う時あるいはその措置を継続、変更又は解除する必要があると認める時は、運営主体の所在する都道府県に協議するものとする。

第9 実施に当たっての留意事項

- (1) 事業の運営にあたっては、児童の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、児童との信頼関係の上に立って援助及び生活指導を行うこと。
- (2) 事業の運営に当たっては、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、入所児童の雇用先事業所、公共職業安定所、学校及び入所児童の家庭等と密接に連携をとり、入所児童に対する援助及び生活指導が円滑かつ効果的に実施されるよう努めなければならない。
- (3) 援助及び生活指導を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (4) 入居者負担金を徴収した場合は、それを適正に処理するとともに、これ

(4) (略)

(5) 事業者は、児童の権利擁護及び虐待の防止を図るため、次に掲げる措置を講じること。

- ① 職員に対し、入居児童に虐待等を行ってはならない旨、徹底しなければならない
- ② 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない
- ③ 援助に関する児童等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない
- ④ 苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たっては、その職員以外の者を関与させなければならない
- ⑤ 自らその提供する援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない

(6) 都道府県からの求めに応じ、入居児童の状況等について、定期的（6ヶ月に1回以上）に調査を受けること。

(7) 入居児童の金銭管理を行う場合には、あらかじめ、運営規程に金銭管理の方法等を定めるとともに入居児童に説明し、同意を得ること。また、金銭管理の記録を月に1回以上入居児童に知らせること。

(8) その他、児童福祉法施行規則の規定を遵守し、児童が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、適切な援助及び生活指導等を行うこと。

第10 入居児童の費用負担 及び適切な経理処理

(1) 事業者は、援助の実施に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要になるもので入居児童に負担させることが適当と認められる費用については、入居児童に負担させることができるものとする。

(2) 入居児童に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居児童に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、入居児童の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。

(3) 入居児童に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。

第11 経費

本事業の運営に関する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。

第12 経過措置

平成21年4月1日において現に児童自立生活援助事業を行う者について

に関連する諸帳簿を整備すること。また、事業運営に係る会計に関する諸帳簿を整備すること。

(5) 特に、虐待などを受けた経験から人間関係がうまく築けないなどにより自立に向けた指導が必要な児童に対し、就労先の開拓や住居の確保、警察等関係機関との調整、退所者のトラブル相談などに対応している場合には一層の体制整備を図ること。

第10 入居児童の費用負担

入居児童本人に帰属する家賃、飲食物費、光熱水費及びその他共通経費については、入居児童に負担させることができるものとする。

第11 経費

(1) 国は、予算の範囲内において、都道府県が第6の①から⑥に掲げる事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

(2) 国は、予算の範囲内において、都道府県が、第6の⑦に掲げる事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

は、第9に規定する運営規程は、平成21年9月30日までに定めることでよいものとする。

## 基幹的職員研修事業実施要綱（案）

## 第1 目的

社会的養護を必要とする子どもの数が増加し、虐待等子どもの抱える背景の多様化が指摘されている中、今日の社会的養護において、施設に入所している児童及びその家庭への支援の質を確保するためには、その担い手である施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。

このため、自立支援計画等の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施し、施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を可能とすることを目的とする。

## 第2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は、当該事業を適切に実施することができる者と認めた者に委託して実施することができる。

## 第3 基幹的職員の業務内容

- (1) 入所児童の支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネジメントとその進行管理を行う。
- (2) 地域の社会資源等について理解し、関係機関との連携において中心的な役割をはたす。
- (3) 職員に対する適切な指導・教育（スーパーバイズ）及び職員のメンタルヘルスに関する支援を行う。

## 第4 受講対象者

基幹的職員研修の受講対象者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（以下「対象施設」という。）の職員である者。
- (2) 対象施設等における、直接支援や相談支援などの業務の実務経験がおおむね10年以上の者。
- (3) 人格円満で児童福祉に関し相当の知識・経験を有する者であるとして、施設長が基幹的職員の候補者として適任であるとして推薦した者。

## 第5 実施内容

- (1) 研修の申込み  
対象施設の施設長は、第4に該当する者の推薦書を添えて、受講申込書を都道府県に提出すること。
- (2) 研修の方法及び内容



- ① 講義及び事例を用いた演習により行う  
児童福祉に係る基礎的知識は、すでに習得していることを前提とした内容とすること。また、演習は現場での課題などを中心に構成し、実践において活用が期待できるテーマを設定すること。
- ② 前期と後期に分けて研修を行う（各2日程度）  
前期の研修ではスーパービジョンを行う上で必要な専門的知識・技能を学び、現場で実践を行い、後期の研修ではその実践における課題を解決するための知識や技能の習得を図ること。
- ③ 講義及び演習は、以下の内容の研修を行う

- ・施設の管理・運営（マネージメント）に関すること
- ・職員への指導（スーパーバイズ）やメンタルヘルスに関すること
- ・子どもの権利擁護に関すること
- ・施設における日常的なケアに関すること
- ・施設における専門的なケア（心理治療等）に関すること
- ・子どもの発達に関すること
- ・アセスメントに関すること
- ・ケースカンファレンス、チームアプローチに関すること
- ・家族支援やソーシャルワークに関すること
- ・関係機関との連携に関すること
- ・社会的養護における高度な専門性を必要とする知識や援助技術に関すること
- ・その他基幹的職員に必要と思われる内容に関すること

(3) 研修講師

研修講師については、国が行う研修指導者養成研修を修了している者その他児童福祉に関する見識を有し、上記の講義及び演習を適切に実施できる者とする。

第6 修了認定

- (1) 都道府県は、基幹的職員研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行うこと。
- (2) 都道府県は、基幹的職員研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付すること。なお、基幹的職員研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が行う評価に基づいて都道府県が修了認定を行い、修了証書を交付すること。
- (3) 都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録しておくこと。
- (4) 都道府県は、基幹的職員の専門性の維持・向上に努めること。また、必要が認められる者については、基幹的職員研修の再受講の指示を行うこと。

第7 経費の補助

国は、都道府県が基幹的職員研修事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。

第8 その他

平成21年度について、都道府県は、研修実施計画案を、策定後速やかに厚生労働省に対し提出すること。

児童家庭支援センターの設置運営について（一部改正案新旧表）

新（案）	旧
<p style="text-align: right;">平成10年5月18日 児発第397号</p> <p style="text-align: center;">【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403013号 【一部改正】平成〇〇年〇月〇日雇児発第〇号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童家庭支援センターの設置運営について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）によるほか、別紙のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>（別紙） 児童家庭支援センター設置運営要綱</p> <p>1 目的 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、<u>児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの</u>に応じ、必要な助言を行うとともに、<u>市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導</u>を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 設置及び運営の主体 設置及び運営の主体は、地方公共団体並びに民法（明治29年法律第89号）<u>34条の規定により設立された法人及び社会福祉法人等であって、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談</u></p>	<p style="text-align: right;">平成10年5月18日 児発第397号</p> <p style="text-align: center;">【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403013号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童家庭支援センターの設置運営について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）によるほか、別紙のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>（別紙） 児童家庭支援センター設置運営要綱</p> <p>1 目的 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、<u>母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談</u>に応じ、必要な助言を行うとともに、<u>保護を要する児童又はその保護者に対する指導</u>を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 設置及び運営の主体 設置及び運営の主体は、地方公共団体並びに民法（明治29年法律第89号）<u>34条の規定により設立された法人及び社会福祉法人とする。</u></p>

所設置市の市長とする。)が児童福祉法第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者とする。

### 3 支援体制の確保

児童家庭支援センターは、要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、児童福祉施設、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。

### 4 事業内容等

児童家庭支援センターは、以下に定める事業を実施する。

#### (1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。

#### (2) 市町村の求めに応ずる事業

市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。

#### (3) 都道府県（児童相談所）からの受託による指導

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。

#### (4) 関係機関等との連携・連絡調整

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。

### 5 事業の実施

事業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

#### (1) ～ (2)

(略)

#### (3) 児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる場合には、訪問等の方法により積極的に児童及び家庭に係る状況把握をし、問題点の明確化を図る。なお、専門的な知識を特に必要としない軽微な相談については、市町村と連携して適切な対応を図る。

#### (4) ～ (5)

(略)

#### (6) 援助計画の作成に当たっては、問題点の把握、援助目標・援助方法を明確

### 3 児童福祉施設への附置

児童家庭支援センターは、児童福祉施設の相談指導に関する知見や、夜間・緊急時の対応、一時保護等に当たっての施設機能の活用を図る観点から、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に附置する。

### 4 事業内容等

児童家庭支援センターは、以下に定める事業を実施する。

#### (1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。

#### (2) 都道府県（児童相談所）からの受託による指導

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。

#### (3) 関係機関等との連携・連絡調整

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。

### 5 事業の実施

事業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

#### (1) 住民の利用度の高い時間に対応できる体制を採るよう配慮するものとする。

#### (2) 支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

#### (3) 児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じる場合には、必要に応じ、訪問等の方法により積極的に児童及び家庭に係る状況把握をし、問題点の明確化を図る。

#### (4) 当該児童及び家庭に係る援助計画を作成し、これに基づく援助を行うなど、計画的な援助の実施を図る。

#### (5) 処遇の適正な実施を図るため、相談者に係る基礎的事項、援助計画の内容及び実施状況等を記録に止める。

なお、個人の身上に関する秘密が守られるよう、記録は適切に管理するものとする。

#### (6) 援助計画の作成に当たっては、問題点の把握、援助目標・援助方法を明確

にし、これに基づく計画的な処遇を行うとともに、随時計画の再評価を行うものとする。また、必要に応じて関係機関との連絡・調整を図り、それぞれの役割分担についても計画に盛り込むこと。

児童相談所からの指導委託を受託する場合には、児童相談所の指導の下援助計画を作成する等、児童相談所の処遇指針との整合性を図る。

また、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う場合には、市町村や市町村が設置する要保護児童対策地域協議会と共同して援助計画を作成し、役割分担を明確にする。

(7) 児童相談所から指導委託を受けた時又は市町村の求めに応ずる時は、正当な理由がないかぎり、これを拒んではならない。

(8)

(略)

(9) 夜間等の緊急の相談等に迅速に対応できるよう、あらかじめ、必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順について児童福祉施設、児童相談所等の関係機関等と協議の上、定めるものとする。

(10)

(削除)

(11) 児童相談所と常に密接な連携を図り、児童相談所による技術的支援及び他の関係機関との連携に係わる仲介、調整等の協力を受けるものとする。

児童相談所と児童家庭支援センターとの連携については、平成〇〇年〇月〇〇日雇児発第通知〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童相談所運営指針の改定について」による。

(12) ~ (14)

(略)

## 6 職員の配置等

(1) 児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。

ア 相談・支援を担当する職員 (2名)

児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業の実務経験を十分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。

なお、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであること。

イ 心理療法等を担当する職員 (1名)

にし、これに基づく計画的な処遇を行うとともに、随時計画の再評価を行うものとする。また、必要に応じて関係機関との連絡・調整を図り、それぞれの役割分担についても計画に盛り込むこと。

特に児童相談所からの指導委託を受託する場合には、児童相談所の指導の下援助計画を作成する等、児童相談所の処遇指針との整合性を図る。

(7) 児童相談所から指導委託を受けた時は、正当な理由がないかぎり、これを拒んではならない。

(8) 児童相談所から指導委託を受けた事例について、訪問等の方法による指導を行い、定期的にその状況を児童相談所に報告するとともに、必要に応じて児童相談所の指示及び助言を求めるなど、児童相談所と密接な連絡をとるものとする。

(9) 夜間等の緊急の相談等に迅速に対応できるよう、あらかじめ、必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順について附置される施設、児童相談所等の関係機関等と協議の上、定めるものとする。

(10) 附置される児童養護施設等は、緊急時等において当該施設で実施する在宅福祉事業等の利用及び児童相談所からの一時保護委託が可能となるよう体制を確保しておくものとする。

(11) 児童相談所と常に密接な連携を図り、児童相談所による技術的支援及び他の関係機関との連携に係わる仲介、調整等の協力を受けるものとする。

児童相談所と児童家庭支援センターとの連携については、平成17年2月14日雇児発第通知0214003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童相談所運営指針の改定について」による。

(12) 相談を受けた場合等は、訪問や通所等の方法による援助をはじめ、必要に応じ関係機関との調整を図る等、柔軟かつ速やかに必要な援助活動を展開するものとする。

なお、複雑・困難及び法的対応を必要とするような事例については、児童相談所等の関係機関に通告またはあっせんを行う。

(13) 相談の実施に当たっては、母子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員、児童委員等との連携を図り、例えばこれらの相談員等が同一日に相談に応ずる「総合相談日」等を設ける等の配慮を行うものとする。

(14) 児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を行うに当たっては、支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

## 6 職員の配置等

(1) 児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。

ア 相談・支援を担当する職員 (常勤1名及び非常勤1名)

児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業の実務経験を十分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。

なお、附置される児童養護施設等入所者の直接処遇の業務は行わないものであること。

イ 心理療法等を担当する職員 (非常勤1名)

児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。

(2) 職員の責務  
(略)

7 児童家庭支援センターの設備

次の設備を設けるものとする。

ただし、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し障えない。

なお、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

- (1) 相談室・プレイルーム
- (2) 事務室
- (3) その他必要な設備

8 広報等について  
(略)

9 経費の補助  
(略)

(参考) 援助計画の作成及び再評価の流れについて  
(略)

児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。

(2) 職員の責務

ア 職員はその職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。(児童福祉法第44条の2第3項)

イ 職員は、児童家庭支援センターの果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、相談・支援等の技術等に関し自己研鑽に努めるものとする。

7 児童家庭支援センターの設備

次の設備を設けるものとする。

ただし、附置される児童福祉施設の入所者の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し障えない。

なお、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

- (1) 相談室・プレイルーム
- (2) 事務室
- (3) その他必要な設備

8 広報等について

児童家庭支援センターの利用促進を図るため、その目的や利用方法等について、地域住民が理解しやすいように工夫された広報活動を積極的に行うものとする。

また、児童家庭支援センターの所在が利用者に明確に把握されるように、その所在を掲示版等により表示すること。

9 経費の補助

国は、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)が児童家庭支援センターの運営のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものであること。

(参考) 援助計画の作成及び再評価の流れについて

(援助計画の内容)

- ・ 個々の児童、保護者等に対する援助の選択(児童、保護者等の意向及び具体的援助を行う者の条件を考慮し、その児童に最も適合する援助を選択する。)
- ・ 具体的援助の指針(援助の目標、児童の持つそれぞれの問題に対する指導方法、児童の持つ良い面の伸ばし方、児童の周辺にある保護者等に対する指導方法、その他必要な留意点等具体的かつ広範にわたり行う。)

(援助計画の作成及び再評価の流れ)

1. 相談による問題点の把握(主訴から隠れた問題を探る)
2. 援助目標の設定
3. 援助方法の明確化(留意点及び関係機関との役割分担を含む)

4. 援助計画の再評価（援助の実施に伴う新たな問題点の発見及び援助方法等）。

（具体的事例）

1. 相談による問題点の把握

子ども（乳児）の夜泣きが止まらず困っている。（母親からの電話による主訴）

母親は育児方法が分からず子どもを虐待している疑いがある。（面接を重ねた結果隠れた問題が判明）

現在のところ、在宅での援助により経過を見ることとする。（援助の選択）

2. 援助目標の設定

母親が育児に自信を持ち、安定した母子関係が形成されることを援助目標とする。

3. 援助方法の明確化

向こう3か月は、児童家庭支援センターに週一回来所させ、育児上の具体的な助言を行う。

さらに、二週間に一度家庭訪問を行って、より具体的な助言を行う。

なお、場合により、母の育児力回復のため、1週間程度のショートステイの活用を検討する。

3か月後、経過良好であれば、2週間に1回の来所、1か月に一度の家庭訪問とする。

（留意点）

この母親の場合、高圧的な態度だと助言を受入れない。助言に当たっては受容的態度に留意する。

4. 援助計画の再評価

家庭訪問により、子ども及び母親の偏食が見られ、また家庭が不衛生な状態であることが判明したため、当分の間、保健師が訪問指導を行うこととし、双方が情報交換を行いながら援助していくこととする。

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第 1203001 号 平成 19 年 12 月 3 日</p> <p style="text-align: right;"><u>【一部改正】平成 20 年 7 月 23 日発雇児第 0723003 号</u> <u>【一部改正】平成※ 年※月※ 日発雇児第 ※ 号</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成19年4月1日から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第 1203001 号 平成 19 年 12 月 3 日</p> <p style="text-align: right;"><u>【一部改正】平成 20 年 7 月 23 日発雇児第 0723003 号</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成19年4月1日から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>



新

旧

別紙

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、平成17年11月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の1に定める次の事業とする。

削除

- (1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業
- (2) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業
- (3) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業

削除

- (4) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業
- (5) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う地域生活・自立支援事業（モデル事業）
- (6) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業
- (7) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業

別紙

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、平成17年11月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の1に定める次の事業とする。

- (1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童自立生活援助事業
- (2) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業
- (3) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業
- (4) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業
- (5) 中核市（児童相談所設置市を除く。）及び市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う児童家庭支援センター運営モデル事業
- (6) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業
- (7) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う地域生活・自立支援事業（モデル事業）
- (8) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業

新

- (8) 市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設に限る。）に対して都道府県が補助する事業
- (9) 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業
- (10) 都道府県が行う売春防止活動・DV対策機能強化事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(8)以外の事業

ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(8)の事業

(1)のイに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付額等の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に

旧

- (9) 市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設に限る。）に対して都道府県が補助する事業
- (10) 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業
- (11) 都道府県が行う売春防止活動・DV対策機能強化事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(9)以外の事業

ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(9)の事業

(1)のイに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付額等の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に

新	旧
<p>定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、<u>事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</u></p> <p>(8) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(9) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2) から (7) に掲げる条件を付さなければならない。 この場合において(2) から(3) 及び(5) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(7) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) (9) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ、毎年度8月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第3による申請書および関係書類を毎年度8月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p>	<p>定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(8) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(9) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2) から (7) に掲げる条件を付さなければならない。 この場合において(2) から(3) 及び(5) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(7) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) (9) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ、毎年度8月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第3による申請書および関係書類を毎年度8月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p>

新

旧

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別紙様式第4による申請書および関係書類を毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市長は、別紙様式第5による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受領したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第6による報告書を、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受領したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第5による報告書を、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする

新

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
児童虐待防止対策等支援事業	削除	削除	削除	削除
児童虐待防止対策支援事業		次により算出された額の合計額 1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修) 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本	1/2

旧

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童自立生活援助事業	次により算出された額の合計額  1 児童自立生活援助事業 1か所当たり 3,696,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 308,000円(1月未満の場合は1月とする)  2 対外関係調整事業 (1)対象人員10人以上 1か所当たり 3,556,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 296,000円(1月未満の場合は1月とする) (2)対象人員10人未満 1か所当たり 2,573,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 214,000円(1月未満の場合は1月とする)	児童自立生活援助事業に必要な報酬(非常勤職員報酬)、給料、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
児童虐待防止対策支援事業		次により算出された額の合計額  1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修) 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本	1/2

新

旧

新		旧	
<p>326,000円</p> <p>2 児童相談所カウンセリング強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>・「カウンセリング強化事業のみ実施する場合」</p> <p>706,000円</p> <p>・「カウンセリング強化事業」に加え「家族療法事業」を実施する場合</p> <p>2,698,000円</p> <p>3 医療的機能強化事業</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p>2,156,000円</p> <p>4 法的対応機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>558,000円</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>511,000円</p> <p>6 専門性強化事業</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p>272,000円</p> <p>7 一時保護機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>1,640,000円 × 実施事業数(配置協力員種別数)</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業</p> <p>・市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>3,342,000円</p> <p>・民間団体との連携</p>	<p>費)、賃金、備品購入費、役務費(通信運搬費)、報償費、委託料、使用料及び賃借料</p>	<p>327,000円</p> <p>2 児童相談所カウンセリング強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>・「カウンセリング強化事業のみ実施する場合」</p> <p>706,000円</p> <p>・「カウンセリング強化事業」に加え「家族療法事業」を実施する場合</p> <p>2,699,000円</p> <p>3 医療的機能強化事業</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p>2,142,000円</p> <p>4 法的対応機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>558,000円</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>511,000円</p> <p>6 専門性強化事業</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p>269,000円</p> <p>7 一時保護機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>2,258,000円</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業</p> <p>・市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>3,708,000円</p> <p>・民間団体との連携</p>	<p>費)、賃金、備品購入費、役務費(通信運搬費)、報償費、委託料、使用料及び賃借料</p>

新				旧			
	<p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 児童相談所1か所当たり 5,637,000円</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 711,000円</p> <p>11 評価・検証委員会設置促進事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,000,000円</p> <p>12 保護者指導支援事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 5,000,000円</p>				<p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 児童相談所1か所当たり 5,637,000円</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 705,000円</p>		
ひきこもり等児童福祉対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあい心の友訪問援助事業 ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,750円 ②事業実施前研修会費 174,800円 ③活動検討会 1回当たり 33,000円</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 ①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円 ②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費</p>	<p>ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費 ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>	1/2	ひきこもり等児童福祉対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあい心の友訪問援助事業 ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,660円 ②事業実施前研修会費 174,800円 ③活動検討会 1回当たり 33,000円</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 ①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円 ②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費</p>	<p>ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費 ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>	1/2

新				旧			
		1回当たり 12,200円 4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,000,000円				1回当たり 12,200円 4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,000,000円	
児童家庭支援センター運営事業	次により算出された額の合計額	児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等	1/2	児童家庭支援センター運営事業	次により算出された額の合計額	児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等	1/2
	1 運営費				1 運営費		
	1か所当たり				1か所当たり		
	心理療法等を担当する職員が常勤の場合				年間 9,415,000円		
	年間 12,947,000円				(年度途中の開始、又は中止等の場合)		
	心理療法等を担当する職員が非常勤の場合				月額 784,000円		
	年間 9,416,000円				(1月未満の場合は1月とする)		
	(年度途中の開始、又は中止等の場合)				2 初度調弁費		
	心理療法等を担当する職員が常勤の場合				1か所当たり 200,000円		
	月額 1,078,000円						
	心理療法等を担当する職員が非常勤の場合						
	月額 784,000円						
	(1月未満の場合は1月とする)						
	2 初度調弁費						
	1か所当たり 200,000円						
削除	削除	削除	削除	児童家庭支援センター運営モデル事業	次により算出された額の合計額	児童家庭支援センター運営モデル事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等	1/2
					1 運営費		
					1か所当たり		
					年間 9,415,000円		
					(年度途中の開始、又は中止等の場合)		
					月額 784,000円		
					(1月未満の場合は1月とする)		
					2 初度調弁費		
					1か所当たり 200,000円		



新

旧

里親支援 機関 事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 里親制度普及促進事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 3,995,000円</p> <p>2 里親委託推進・支援等事業 1か所当たり 7,701,000円</p>	<p>里親支援機関事業に必要な資金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2	里親支援 機関 事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 里親制度普及促進事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 4,002,000円</p> <p>2 里親委託推進・支援等事業 1か所当たり 7,683,000円</p>	<p>里親支援機関事業に必要な資金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2
	<p>(経過措置分)里親支援事業</p> <p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 基礎研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 512,000円</p> <p>2 専門里親研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,312,000円</p> <p>3 里親養育相談事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 924,000円</p> <p>4 里親養育援助事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 8,435,000円</p> <p>5 里親養育相互援助事業 1か所当たり 510,000円</p>	<p>里親支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/3		<p>(経過措置分)里親支援事業</p> <p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 基礎研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 512,000円</p> <p>2 専門里親研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,312,000円</p> <p>3 里親養育相談事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 924,000円</p> <p>4 里親養育援助事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 8,435,000円</p> <p>5 里親養育相互援助事業 1か所当たり 510,000円</p>	<p>里親支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/3
	<p>(経過措置分)里親委託推進事業</p>	<p>里親委託推進事</p>	1/2		<p>(経過措置分)里親委託推進事業</p>	<p>里親委託推進事</p>	1/2

新				旧			
	児童相談所1か所当たり 4,315,000円	業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)			児童相談所1か所当たり 4,315,000円	業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)	
地域生活・自立支援事業(モデル事業)	次により算出した額の合計額 1 運営費 1か所当たり 7,905,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 658,000円 2 初度調弁費 1か所当たり 420,000円	地域生活・自立支援事業(モデル事業)に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2	地域生活・自立支援事業(モデル事業)	次により算出した額の合計額 1 運営費 1か所当たり 7,904,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 658,000円 2 初度調弁費 1か所当たり 420,000円	地域生活・自立支援事業(モデル事業)に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
基幹的職員研修事業	次により算出した額の合計額 1都道府県(指定都市、児童相談所設置市)当たり 505,000円	基幹的職員研修事業に必要な報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、使用料及び賃借料、賃金					
身元保証人確保対策事業	次により算出された額の合計額 1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円	身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)	1/2 市及び福祉事務所を設置す	身元保証人確保対策事業	次により算出された額の合計額 1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円	身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)	1/2 市及び福祉事務所を設置す

新				旧					
		<p>2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円</p>		<p>る町村 が行う 事業に 対して 都道府 県が補 助する 場合 2/3</p>			<p>2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円</p>	<p>る町村 が行う 事業に 対して 都道府 県が補 助する 場合 2/3</p>	
DV・女性保護対策等支援事業	<p>婦人相談員活動強化事業</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費</p> <p>(1) 婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に107,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。</p> <p>(2) 婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。</p>	<p>婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬(婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費</p>	5/10	DV・女性保護対策等支援事業	<p>婦人相談員活動強化事業</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費</p> <p>(1) 婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に106,600円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。</p> <p>(2) 婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。</p>	<p>婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬(婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費</p>	5/10

新

旧

	新	旧
<p>売春防止活動・DV対策機能強化事業</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>5/10</p> <p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費</p> <p>(1) 婦人保護事業啓発普及費</p> <p>A型(東京・大阪) 年額 604,000円</p> <p>B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円</p> <p>C型(その他の県) 年額 338,000円</p> <p>(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費</p> <p>1施設当たり年額 1,572,000円に10人を超えた対象者1人につき132,060円を乗じて加算し、算定した額とすること。</p> <p>2 配偶者からの暴力対策機能強化事業</p> <p>(1) 休日夜間電話相談事業</p> <p>① 休日電話相談</p> <p>9時～18時(8時間実施)</p> <p>月額 53,200円</p> <p>② 休日夜間部分実施</p> <p>18時～22時 月額 26,600円</p> <p>18時～20時 月額 13,300円</p> <p>③ 平日夜間部分実施</p> <p>18時～22時 月額 57,000円</p> <p>18時～20時 月額 28,500円</p> <p>(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク</p> <p>婦人保護事業啓発普及を行うために必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費</p> <p>婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)</p> <p>婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬(歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)</p> <p>配偶者からの暴</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>5/10</p> <p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費</p> <p>(1) 婦人保護事業啓発普及費</p> <p>A型(東京・大阪) 年額 604,000円</p> <p>B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円</p> <p>C型(その他の県) 年額 338,000円</p> <p>(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費</p> <p>1施設当たり年額 1,544,000円に10人を超えた対象者1人につき129,900円を乗じて加算し、算定した額とすること。</p> <p>2 配偶者からの暴力対策機能強化事業</p> <p>(1) 休日夜間電話相談事業</p> <p>① 休日電話相談</p> <p>9時～18時(8時間実施)</p> <p>月額 51,600円</p> <p>② 休日夜間部分実施</p> <p>18時～22時 月額 25,800円</p> <p>18時～20時 月額 12,900円</p> <p>③ 平日夜間部分実施</p> <p>18時～22時 月額 55,000円</p> <p>18時～20時 月額 27,500円</p> <p>(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク</p> <p>婦人保護事業啓発普及を行うために必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費</p> <p>婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)</p> <p>婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬(歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)</p> <p>配偶者からの暴</p>

新

旧

新			旧		
事業 年額 815,610円	被害者保護支援 ネットワーク事業に 必要な報償費、旅 費、需用費(消耗品 費、食糧費、印刷 製本費)		事業 年額 815,610円	被害者保護支援 ネットワーク事業に 必要な報償費、旅 費、需用費(消耗品 費、食糧費、印刷 製本費)	
(3)配偶者からの暴力相談担当職員研修費 年額 79,330円	配偶者からの暴 力相談担当職員の 研修に必要な報償 費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製 本費)、使用料及び 賃借料		(3)配偶者からの暴力相談担当職員研修費 年額 79,330円	配偶者からの暴 力相談担当職員の 研修に必要な報償 費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製 本費)、使用料及び 賃借料	
(4)専門通訳者養成研修 年額 684,540円	専門通訳者養成研 修に必要な報償 費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製 本費)、役務費(通 信運搬費)、使用 料、賃借料及び賃 金				
(5)法的対応機能強化事業 年額 713,960円	法的対応機能強 化事業に必要な報 酬、報償費、旅費、 需用費(消耗品費、 印刷製本費)、役務 費(通信運搬費)		(4)法的対応機能強化事業 年額 713,960円	法的対応機能強 化事業に必要な報 酬、報償費、旅費、 需用費(消耗品費、 印刷製本費)、役務 費(通信運搬費)	

(案)

雇児発第※※※※※号  
平成21年※月※※日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

婦人保護施設における配偶者からの暴力被害者等に  
同伴する児童の対応等を行う指導員の配置について

配偶者からの暴力(以下「DV」という。)等により、婦人保護施設に入所した被害者等に同伴する児童(以下「同伴児童」という。)に対する適切な処遇体制を確保するため、次のとおり実施方法を定め、平成21年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

### 1 趣旨

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)の施行等により、婦人保護施設には、DV被害者等が入所しているが、同伴家族として多数の児童も入所している。これらの児童は、保護に至る経過において様々な家庭内の混乱に巻き込まれており、DVの目撃による心理的外傷やネグレクト等の不適切な養育の影響から情緒面や行動上の問題を抱えていることも多い。こうした児童の状態に応じた個別ケアが必要な状況になっていることから、保育や学習支援を含めた適切な援助を行う指導員を配置し、同伴児童に対する適切な処遇体制を確保することとする。

### 2 対象施設

別に定める「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」(以下「配置基準」という。)を満たしており、かつ、同配置基準に基づく職員とは別に同伴児童の対応等を行う指導員を配置する婦人保護施設とする。

### 3 指導員の配置人数

上記の対象施設のうち、同伴児童の1日当たりの平均保護人数が、前年度の実績等を勘案した実施年度の見込み数において6人以上となる婦人保護施設については2名、1人以上6人未満となる婦人保護施設については1名の指導員を配置することができることとする。

#### 4 指導員の要件

同伴児童の対応等を行う指導員は、児童福祉法第18条の4に定める保育士又は児童福祉施設最低基準第43条に定める児童指導員の資格を有する者とする。

#### 5 運営の留意点等

- (1) 婦人保護施設長は、当該指導員から同伴児童の状態について適宜報告を受け、必要に応じて心理療法担当職員による支援を行うこと、また、虐待に関するアセスメントや母子に対する支援等について児童相談所及び婦人相談所と連携して適切な処遇に努めること。
- (2) 婦人保護施設長は、当該指導員が同伴児童の対応を行うことにより、DV被害者等が各種相談や心理療法等を効果的に受けられるようにするとともに、自立のための活動等を円滑に行うことができるように努めること。
- (3) 婦人保護施設長は、児童の安全・衛生について十分配慮すること。

#### 6 経費

この指導員の配置に要する経費については、平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号厚生労働事務次官通知の別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」によるものとする。

別添

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準

職種 取扱定員	総 数	施 設 長	事 務 員	主 任 指 導 員	指 導 員	看 護 師	栄 養 士	調 理 員 等	嘱 託 医
50人以下	人 9	人 1	人 1	人 —	人 2	人 1	人 1	人 (1) 3 (1)	人 (1) (2)
51~100	10	1	2	1	1	1	1	3 (1)	(2)
長期収容施設	18	1	2	1	9	1	1	3	

(注) 括弧書きは、非常勤職員の別掲である。



## [育成環境課關係]



改正後	現 行
<p>18文科生第587号 雇児発第0330039号 平成19年3月30日</p> <p>第一次改正 19文科生第611号 雇児発第0331024号 平成20年3月31日</p> <p>第二次改正 ※文科生第※号 雇児発第※号 平成※年※月※日</p>	<p>18文科生第587号 雇児発第0330039号 平成19年3月30日</p> <p>第一次改正 19文科生第611号 雇児発第0331024号 平成20年3月31日</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p>文部科学省生涯学習政策局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の実施について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>別紙 現行のとおり (略)</p> <p>別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱 (略)</p> <p>別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱 現行のとおり (略)</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p>文部科学省生涯学習政策局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の実施について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>別紙 現行のとおり (略)</p> <p>別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱 (略)</p> <p>別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱 現行のとおり (略)</p>

平成21年度放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

改 正 案	現 行
<p>18文科生第586号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成19年3月30日</p> <p>第一次改正 19文科生第632号 厚生労働省発雇児第0331004号 平成20年3月31日</p> <p>第二次改正 ※文科生第※号 厚生労働省発雇児第※号 平成※年※月※日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>文部科学事務次官 厚生労働事務次官</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。</p>	<p>18文科生第586号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成19年3月30日</p> <p>第一次改正 19文科生第632号 厚生労働省発雇児第0331004号 平成20年3月31日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>文部科学事務次官 厚生労働事務次官</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。</p>

改 正 案	現 行
<p>別紙</p> <p>放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則) 1～(その他) 17 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則) 1～(その他) 17 (略)</p>

改 正 案

現 行

別 表

事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数10~19人)当たり年額 <math>\frac{995,000\text{円} \times \text{か所数}}{\text{か所数}}</math></p> <p>② 1クラブ(年間平均児童数20~35人)当たり年額 <math>\frac{1,630,000\text{円} \times \text{か所数}}{\text{か所数}}</math></p> <p>③ 1クラブ(年間平均児童数36~70人)当たり年額 <math>\frac{2,426,000\text{円} \times \text{か所数}}{\text{か所数}}</math></p> <p>④ 1クラブ(年間平均児童数71人以上)当たり年額 <math>\frac{3,222,000\text{円} \times \text{か所数}}{\text{か所数}}</math></p> <p>⑤ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） <math>\frac{13,000\text{円} \times 251\text{日} \sim 300\text{日までの} 250\text{日を超える日数}}{\text{か所数}}</math></p> <p>⑥ 長時間開設加算額</p> <p>(ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合） <math>\frac{202,000\text{円} \times \text{「18時を越える時間」の年間平均時間数}}{\text{か所数}}</math></p> <p>(イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開設する場合） <math>\frac{91,000\text{円} \times \text{「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数}}{\text{か所数}}</math></p> <p>(2) 特例分（開設日数 200~249日）</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数20人以上)当たり年額 <math>\frac{1,651,000\text{円} \times \text{か所数}}{\text{か所数}}</math></p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食料費を除く。）	1 / 3

別 表

事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数10~19人)当たり年額 <math>\frac{990,000\text{円} \times \text{か所数}}{\text{か所数}}</math></p> <p>② 1クラブ(年間平均児童数20~35人)当たり年額 <math>\frac{1,612,000\text{円} \times \text{か所数}}{\text{か所数}}</math></p> <p>③ 1クラブ(年間平均児童数36~70人)当たり年額 <math>\frac{2,408,000\text{円} \times \text{か所数}}{\text{か所数}}</math></p> <p>④ 1クラブ(年間平均児童数71人以上)当たり年額 <math>\frac{3,204,000\text{円} \times \text{か所数}}{\text{か所数}}</math></p> <p>⑤ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） <math>\frac{13,000\text{円} \times 251\text{日} \sim 300\text{日までの} 250\text{日を超える日数}}{\text{か所数}}</math></p> <p>⑥ 長時間開設加算額</p> <p>(ア) 平日分（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合） <math>\frac{199,000\text{円} \times \text{「18時を越える時間」の年間平均時間数}}{\text{か所数}}</math></p> <p>(イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開設する場合） <math>\frac{90,000\text{円} \times \text{「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数}}{\text{か所数}}</math></p> <p>(2) 特例分（開設日数 200~249日）</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数20人以上)当たり年額 <math>\frac{1,611,000\text{円} \times \text{か所数}}{\text{か所数}}</math></p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食料費を除く。）	1 / 3

改正案

現行

事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	② 長時間開設加算額（1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合）  202,000円×「18時を越える時間」の年間平均時間数	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食料費を除く。）	1 / 3
		2 放課後子ども環境整備事業費 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円 (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円	放課後子ども環境整備事業に必要な経費	
		3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 454,000円×事業数 (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村当たり年額 750,000円 (3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円 (4) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 1,421,000円×か所数	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費	
放資 課後向 上事 業指 導員 等	4 放課後児童指導員等資質向上事業費  都道府県、指定都市、中核市1か所 当たり年額 <u>950,000円</u>	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費		

事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	② 長時間開設加算額（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合）  199,000円×「18時を越える時間」の年間平均時間数	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食料費を除く。）	1 / 3
		2 放課後子ども環境整備事業費 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円 (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円	放課後子ども環境整備事業に必要な経費	
		3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 441,000円×事業数 (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村当たり年額 750,000円 (3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円 (4) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 1,421,000円×か所数	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費	
放資 課後向 上事 業指 導員 等	4 放課後児童指導員等資質向上事業費  都道府県、指定都市、中核市1か所 当たり年額 <u>1,000,000円</u>	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費		

改 正 案

別紙様式 1、2 (略)

別表 1 (略)

別表 2  
1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分

都道府県名	対量減算		① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円
	支出	予定額							

(2) 指定都市・中核市分

指定都市・中核市名	対量減算		① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円
	支出	予定額							

放課後児童健全育成事業等

指定都市・中核市名	区	分	対量減算		① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円		
			支出	予定額									
指定都市・中核市名	区	分	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
												放課後児童健全育成事業等	①1クラブの開設日数 260日以上 ②児童数10~19人 か所 ③児童数20~35人 か所 ④児童数36~70人 か所 ⑤児童数71人~ か所 ⑥開設日数加算 か所 日 ⑦長時短縮課 円 -平日分 か所 時間 -長期休暇等分 か所 時間
												放課後子ども環境整備事業等	(1)放課後児童クラブ設備整備事業 か所 (2)放課後子ども環境改善事業 か所 (3)放課後児童入居支援事業 か所
												放課後児童クラブ支援事業等	(1)ボランティア派遣事業 事業 (2)放課後子どもプラン推進実施等事業 事業 (3)放課後児童の居宅・安全対策事業 事業 (4)放課後児童入居支援事業 か所
計			円	円	円	円	円	円	円	円	円		

現 行

別紙様式 1、2 (略)

別表 1 (略)

別表 2  
1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分

都道府県名	対量減算		① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円
	支出	予定額							

(2) 指定都市・中核市分

指定都市・中核市名	対量減算		① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円
	支出	予定額							

放課後児童健全育成事業等

指定都市・中核市名	区	分	対量減算		① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円		
			支出	予定額									
指定都市・中核市名	区	分	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
												放課後児童健全育成事業等	①1クラブの開設日数 260日以上 ②児童数10~19人 か所 ③児童数20~35人 か所 ④児童数36~70人 か所 ⑤児童数71人~ か所 ⑥開設日数加算 か所 日 ⑦長時短縮課 円 -平日分 か所 時間 -長期休暇等分 か所 時間
												放課後子ども環境整備事業等	(1)放課後児童クラブ設備整備事業 か所 (2)放課後子ども環境改善事業 か所 (3)放課後児童入居支援事業 か所
												放課後児童クラブ支援事業等	(1)ボランティア派遣事業 事業 (2)放課後子どもプラン推進実施等事業 事業 (3)放課後児童の居宅・安全対策事業 事業 (4)放課後児童入居支援事業 か所
計			円	円	円	円	円	円	円	円	円		





改 正 案

- 別表 3  
 1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)  
 2. 放課後児童健全育成事業等  
 (1) 都道府県分 (略)  
 (2) 指定都市・中核市分  
 ①放課後児童指導員等資質向上事業 (略)  
 ②放課後児童健全育成事業費 (略)

③ 放課後子ども環境整備事業費  
 a 放課後児童クラブ設置促進事業

実施市名	施設名	設置主体	運営主体	実施事業内容
①	②	③	④	⑤
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
合計		か所 公 私	か所 公 私	か所

(注) 1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。  
 2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

現 行

- 別表 3  
 1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)  
 2. 放課後児童健全育成事業等  
 (1) 都道府県分 (略)  
 (2) 指定都市・中核市分  
 ①放課後児童指導員等資質向上事業 (略)  
 ②放課後児童健全育成事業費 (略)

③ 放課後子ども環境整備事業費  
 a 放課後児童クラブ設置促進事業

実施市名	施設名	設置主体	運営主体	実施事業内容
①	②	③	④	⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計		か所 公 私	か所 公 私	か所

(注) 1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。  
 2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改 正 案

現 行

b 放課後児童クラブ環境改善事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	購入備品等の内容 ⑤
合計		か所 公 私	か所 公 私	

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

b 放課後児童クラブ環境改善事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	具体的な設備の整備(備品の購入等)内容 ⑤
合計		か所 公 私	か所 公 私	

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

改正案

現行

c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置主体 ③	運営主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
合計		か所 公 私	か所 公 私	

(注) 1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。  
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置主体 ③	運営主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計		か所 公 私	か所 公 私	

(注) 1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。  
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改正案

現行

④放課後児童クラブ支援事業費

● ボランティア派遣事業

実施市名	活動内容	派遣先業クラブ数	主な事業内容	放課後子ども教室推進事業との連携
〇〇市	1. 伝承遊び等事業	クラブ		
	2. 自然等体験事業			
	3. 巡回派遣事業			
	4. 長期休暇派遣事業			

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること。

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

④放課後児童クラブ支援事業費

● ボランティア派遣事業

実施市名	クラブ名	活動内容	具体的な事業内容	放課後子ども教室推進事業との連携
	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		
	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		
	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		
	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		
合計	クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業	事業 事業 事業 事業	

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること。

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

改正案

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

実施市名	事業内容	研修等内容
	1. 人材確保のための研修	
	2. 地区別運営委員会の設置・開催	
	3. 広報啓発	
	4. その他	

(注) 事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

実施市名	対象クラブ数	対象人数	備考
	クラブ	人	

(注) 当該事業の対象は民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員であること。

d 障害児受入推進事業 (略)

現行

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

実施市名	事業内容	研修等内容
	1. 人材確保のための研修	
	2. 地区別運営委員会の設置・開催	
	3. 広報啓発	
	4. その他	

(注) 事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

実施市名	放課後児童クラブ名	対象人数	公設民営・民設民営の区分	備考
合計	クラブ	人		

d 障害児受入推進事業 (略)

改正案

現行

(3)市町村分  
①放課後児童健全育成事業費 (略)

(3)市町村分  
①放課後児童健全育成事業費 (略)

②放課後子ども環境整備事業費

②放課後子ども環境整備事業費

a 放課後児童クラブ設置促進事業

a 放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置主体 ③	運営主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小計		か所 公私	か所 公私	
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小計		か所 公私	か所 公私	
合計 (市町村)		か所 公私	か所 公私	

市町村名 ①	施設名 ②	設置主体 ③	運営主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小計		か所 公私	か所 公私	
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小計		か所 公私	か所 公私	
合計 (市町村)		か所 公私	か所 公私	

(注)1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

(注)1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改正案

現行

b 放課後児童クラブ環境改善事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	購入備品等の内容 ⑤
小計	か所	か所 公私	か所 公私	
小計	か所	か所 公私	か所 公私	
合計 (市町村)	か所	か所 公私	か所 公私	

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

b 放課後児童クラブ環境改善事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	具体的な設備の整備(購入の備品等)内容 ⑤
小計	か所	か所 公私	か所 公私	
小計	か所	か所 公私	か所 公私	
合計 (市町村)	か所	か所 公私	か所 公私	

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。



改 正 案

現 行

e. 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	
合 計 (市町村)	か所	か所 公私	か所 公私	

(注) 1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

e. 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小 計	か所	か所 公私	か所 公私	
合 計 (市町村)	か所	か所 公私	か所 公私	

(注) 1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改正案

現行

③放課後児童クラブ支援事業費

■ ボランティア派遣事業

市町村名	活動内容	派遣先数(クラブ数)	主な事業内容	放課後子ども教室推進事業との連携
〇〇市	1. 伝承遊び等事業	クラブ		
	2. 自然等体験事業			
	3. 巡回派遣事業			
	4. 長期休暇派遣事業			
△△市	1. 伝承遊び等事業	クラブ		
	2. 自然等体験事業			
	3. 巡回派遣事業			
	4. 長期休暇派遣事業			
合計 (市町村)	1. 伝承遊び等事業	クラブ		
	2. 自然等体験事業			
	3. 巡回派遣事業			
	4. 長期休暇派遣事業			

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること。

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

③放課後児童クラブ支援事業費

■ ボランティア派遣事業

市町村名	クラブ名	活動内容	具体的な事業内容	放課後子ども教室推進事業との連携
〇〇市	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		
	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		
△△市	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		
	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		
合計 (市町村)	クラブ	1. 伝承遊び等事業		
		2. 自然等体験事業		
		3. 巡回派遣事業		
		4. 長期休暇派遣事業		

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること。

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

改正案

b 放課後子どもプラン実施支援等事業費

市町村名	事業内容	研修等内容
〇〇市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
△△市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
合計 (市町村)	1. 事業 2. 事業 3. 事業 4. 事業	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

市町村名	対象クラブ数	対象人数	備考
〇〇市			
□□町			
◇◇村			
合計(市町村)	クラブ	人	

(注)当該事業の対象は民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員であること。

d 障害児受入推進事業 (略)

現 行

b 放課後子どもプラン実施支援等事業費

市町村名	事業内容	研修等内容
〇〇市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
△△市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
合計 (市町村)	1. 事業 2. 事業 3. 事業 4. 事業	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

市町村名	放課後児童クラブ名	対象人数	公設民営・民設民営の区分	備考
〇〇市				
小計	クラブ	人		
△△市				
小計	クラブ	人		
□□町				
小計	クラブ	人		
◇◇村				
小計	クラブ	人		
合計(市町村)	クラブ	人		

d 障害児受入推進事業 (略)

改正案

現行

別紙様式 3、4、5 (略)

別表 1、2 (略)

別表 3

1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分 (略)

(2) 指定都市・中核市分

① 放課後児童指導員等資質向上事業 (略)

② 放課後児童健全育成事業費 (略)

③ 放課後子ども環境整備事業費

a. 放課後児童クラブ設置促進事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置主体 ③	運営主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
合計	か所	か所	か所	
		公 私	公 私	

(注) 1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

別紙様式 3、4、5 (略)

別表 1、2 (略)

別表 3

1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分 (略)

(2) 指定都市・中核市分

① 放課後児童指導員等資質向上事業 (略)

② 放課後児童健全育成事業費 (略)

③ 放課後子ども環境整備事業費

a. 放課後児童クラブ設置促進事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置主体 ③	運営主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	か所	
		公 私	公 私	

(注) 1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改正案

現行

b 放課後児童クラブ環境改善事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	購入備品等の内容 ⑤
合計		か所 公 私	か所 公 私	

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

b 放課後児童クラブ環境改善事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	具体的な設備の整備(備品の購入等)内容 ⑤
合計		か所 公 私	か所 公 私	

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

改 正 案

現 行

c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
合計	か所	か所 公 私	か所 公 私	

(注) 1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。  
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所 公 私	か所 公 私	

(注) 1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。  
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改正案

現行

④放課後児童クラブ支援事業費

ア ボランティア派遣事業

実施市名	活動内容	派遣先児童クラブ数	主な事業内容	放課後子ども教室推進事業との連携
	1. 伝承遊び等事業			
	2. 自然等体験事業			
	3. 巡回派遣事業			
	4. 長期休暇派遣事業	クラブ		

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること。

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

④放課後児童クラブ支援事業費

ア ボランティア派遣事業

実施市名	クラブ名	活動内容	具体的な事業内容	放課後子ども教室推進事業との連携
	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		
	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		
	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		
	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		
合計	クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること。

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

改 正 案

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

実施市名	事業内容	研修等内容
	1. 人材確保のための研修	
	2. 地区別運営委員会の設置・開催	
	3. 広報啓発	
	4. その他	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

実施市名	対象クラブ数	対象人数	備考
	クラブ	人	

(注)当該事業の対象は民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員であること。

d 障害児受入推進事業 (略)

現 行

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

実施市名	事業内容	研修等内容
	1. 人材確保のための研修	
	2. 地区別運営委員会の設置・開催	
	3. 広報啓発	
	4. その他	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

実施市名	放課後児童クラブ名	対象人数	公設民営・民設民営の区分	備考
合 計	クラブ	人		

d 障害児受入推進事業 (略)



改正案

現行

(3)市町村分  
①放課後児童健全育成事業費 (略)

(3)市町村分  
①放課後児童健全育成事業費 (略)

②放課後子ども環境整備事業費

②放課後子ども環境整備事業費

a 放課後児童クラブ設置促進事業

a 放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置主体 ③	運営主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小計		か所 公私	か所 公私	
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小計		か所 公私	か所 公私	
合計 (市町村)		か所 公私	か所 公私	

市町村名 ①	施設名 ②	設置主体 ③	運営主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小計		か所 公私	か所 公私	
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小計		か所 公私	か所 公私	
合計 (市町村)		か所 公私	か所 公私	

(注)1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。  
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

(注)1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。  
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改正案

現行

b 放課後児童クラブ環境改善事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	購入備品等の内容 ⑤
小計	か所	か所 公私	か所 公私	
小計	か所	か所 公私	か所 公私	
合計 (市町村)	か所	か所 公私	か所 公私	

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

b 放課後児童クラブ環境改善事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	具体的な設備の整備(購入の備品等)内容 ⑤
小計	か所	か所 公私	か所 公私	
小計	か所	か所 公私	か所 公私	
合計 (市町村)	か所	か所 公私	か所 公私	

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

改正案

現行

c. 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置主体 ③	運営主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小計	か所	か所 公私	か所 公私	
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小計	か所	か所 公私	か所 公私	
合計 (市町村)	か所	か所 公私	か所 公私	

(注)1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

c. 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置主体 ③	運営主体 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小計	か所	か所 公私	か所 公私	
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小計	か所	か所 公私	か所 公私	
合計 (市町村)	か所	か所 公私	か所 公私	

(注)1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改正案

現行

③放課後児童クラブ支援事業費

ア ボランティア派遣事業

市町村名	活動内容	派遣先数(クラブ数)	主な事業内容	放課後子ども教室推進事業との連携
〇〇市	1. 伝承遊び等事業	クラブ		
	2. 自然等体験事業			
	3. 巡回派遣事業			
	4. 長期休暇派遣事業			
△△市	1. 伝承遊び等事業	クラブ		
	2. 自然等体験事業			
	3. 巡回派遣事業			
	4. 長期休暇派遣事業			
合計 (市町村)	1. 伝承遊び等事業	クラブ		
	2. 自然等体験事業			
	3. 巡回派遣事業			
	4. 長期休暇派遣事業			

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること。

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

③放課後児童クラブ支援事業費

ア ボランティア派遣事業

市町村名	クラブ名	活動内容	具体的な事業内容	放課後子ども教室推進事業との連携
〇〇市	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		
	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		
△△市	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		
	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		
合計 (市町村)	クラブ	1. 伝承遊び等事業		
		2. 自然等体験事業		
		3. 巡回派遣事業		
		4. 長期休暇派遣事業		

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること。

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

改正案

現 行

b 放課後子どもプラン実施支援等事業費

市 町 村 名	事 業 内 容	研 修 等 内 容
〇〇市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
△△市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
合計 (市町村)	1. 事業 2. 事業 3. 事業 4. 事業	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

市 町 村 名	対象クラブ数	対 象 人 数	備 考
〇〇市			
□□町			
◇◇村			
合計(市町村)	クラブ	人	

(注)当該事業の対象は民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員であること。

d 障害児受入推進事業 (略)

別紙様式6、7、8 (略)

b 放課後子どもプラン実施支援等事業費

市 町 村 名	事 業 内 容	研 修 等 内 容
〇〇市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
△△市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
合計 (市町村)	1. 事業 2. 事業 3. 事業 4. 事業	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

市 町 村 名	放課後児童クラブ名	対 象 人 数	公設民営・民設民営の区分	備 考
〇〇市				
小 計	クラブ	人		
△△市				
小 計	クラブ	人		
□□町				
小 計	クラブ	人		
◇◇村				
小 計	クラブ	人		
合計(市町村)	クラブ	人		

d 障害児受入推進事業 (略)

別紙様式6、7、8 (略)

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>児童厚生施設等整備費交付要綱</p> <p>(通 則) 1～4 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>5. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 設置運営要綱に基づき都道府県が設置する大型児童館の施設整備</p> <p>(2) 設置運営要綱に基づき指定都市及び中核市が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備</p> <p>(3) 設置運営要綱に基づき市町村(特別区を含み指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県が行う補助</p> <p>(4) 設置運営要綱に基づき <u>社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、及び特例財団法人</u> (以下「社会福祉法人等」という。)が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県、指定都市又は中核市が行う補助</p> <p>(整備補助の対象外) 6 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>7. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>別 紙</p> <p>児童厚生施設等整備費交付要綱</p> <p>(通 則) 1～4 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>5. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 設置運営要綱に基づき都道府県が設置する大型児童館の施設整備</p> <p>(2) 設置運営要綱に基づき指定都市及び中核市が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備</p> <p>(3) 設置運営要綱に基づき市町村(特別区を含み指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県が行う補助</p> <p>(4) 設置運営要綱に基づき社会福祉法人及び民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人(以下「社会福祉法人等」という。)が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県、指定都市又は中核市が行う補助</p> <p>(整備補助の対象外) 6 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>7. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>なお、前年度からの継続事業において、別表の第4欄(3、4、第2欄の区分が拡張であるもののうち第4欄の2及び第2欄の区分が大規模修繕であるもののうち第4欄の2を除く。)に定める基準額を算定する場合には、平成19年度の単価を適用する。</p>

改 正 後	現 行
<p>(交付の条件)</p> <p>8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) ~ (10) (略)</p> <p>(11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、<u>JKA</u>若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>(12) ~ (14) (略)</p> <p>(申請手続) 9 ~ (その他) 16 (略)</p>	<p>(交付の条件)</p> <p>8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) ~ (10) (略)</p> <p>(11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>(12) ~ (14) (略)</p> <p>(申請手続) 9 ~ (その他) 16 (略)</p>

改 正 後					現 行				
別表 算 定 基 準					別表 算 定 基 準				
1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基 準 額	5 対 象 経 費	1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基 準 額	5 対 象 経 費
施設整備費	創設及び改築	工事費	<p>1 施設の種類ごとに次に掲げる額</p> <p>(1) 大型児童館</p> <p>ア A型児童館 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、都道府県の人口規模により、付表1に掲げる補助基準面積の範囲内で、2,000平方メートル以上のもの。)に1平方メートル当たり基準単価 405,000円(実1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル当たり単価とする。)を乗じて得た額。</p> <p>イ B型児童館(1,500平方メートル以上) 607,724千円 (ただし、A型児童館と併設する場合には厚生労働大臣が承認した額とする。)</p> <p>(2) 小型児童館(217.6平方メートル以上) 35,561千円 都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等(163.2平方メートル以上) 27,239千円</p> <p>(3) 児童センター(336.6平方メートル以上) 51,316千円 ただし、大型児童センター(500平方メートル以上)については、次に掲げる額。 70,959千円</p> <p>(4) 放課後児童クラブ室(2)、(3)の整備とは別に整備する場合に限る。 21,124千円</p> <p>2 1の(2)、(3)の整備の際、放課後児童クラブ室(31.8平方メートル以上)を設ける場合、次の額を加算する。 6,728千円</p> <p>3 1の(1)、(2)及び(3)の整備の際、初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。</p> <p>(1) 大型児童館については、1施設当たり 113,947千円</p> <p>(2) 小型児童館及び児童センターについては、1施設当たり 2,823千円</p>	<p>児童厚生施設等の施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)</p>	施設整備費	創設及び改築	工事費	<p>1 施設の種類ごとに次に掲げる額</p> <p>(1) 大型児童館</p> <p>ア A型児童館 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、都道府県の人口規模により、付表1に掲げる補助基準面積の範囲内で、2,000平方メートル以上のもの。)に1平方メートル当たり基準単価 356,800円(実1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル当たり単価とする。)を乗じて得た額。</p> <p>イ B型児童館(1,500平方メートル以上) 535,414千円 (ただし、A型児童館と併設する場合には厚生労働大臣が承認した額とする。)</p> <p>(2) 小型児童館(217.6平方メートル以上) 31,105千円 都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等(163.2平方メートル以上) 23,826千円</p> <p>(3) 児童センター(336.6平方メートル以上) 46,859千円 ただし、大型児童センター(500平方メートル以上)については、次に掲げる額。 62,516千円</p> <p>(4) 放課後児童クラブ室(2)、(3)の整備とは別に整備する場合に限る。 12,500千円</p> <p>2 1の(2)、(3)の整備の際、放課後児童クラブ室(31.8平方メートル以上)を設ける場合、次の額を加算する。 3,981千円</p> <p>3 1の(1)、(2)及び(3)の整備の際、初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。</p> <p>(1) 大型児童館については、1施設当たり 100,389千円</p> <p>(2) 小型児童館及び児童センターについては、1施設当たり 2,469千円</p>	<p>児童厚生施設等の施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)</p>



改 正 後				現 行			
		<p>大型児童センターについては、1施設当たり <u>5,065</u>千円</p> <p>4 平成2年8月7日厚生省発児第123号「児童館の設置運営について」の第4の1の(3)のアの(イ)及び2の(3)のアの(エ)に規定する移動型児童館用車両を整備する場合 上限 <u>4,179</u>千円</p> <p>5 平成3年11月25日社施第121号「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度に適合する整備を行う場合には、1の施設の種別ごとに掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。</p>	<p>車両の購入費及び改装費</p>			<p>大型児童センターについては、1施設当たり <u>4,462</u>千円</p> <p>4 平成2年8月7日厚生省発児第123号「児童館の設置運営について」の第4の1の(3)のアの(イ)及び2の(3)のアの(エ)に規定する移動型児童館用車両を整備する場合 上限 <u>3,682</u>千円</p> <p>5 平成3年11月25日社施第121号「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度に適合する整備を行う場合には、1の施設の種別ごとに掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。</p>	<p>車両の購入費及び改装費</p>
拡 張		<p>1 厚生労働大臣が承認した面積（ただし、本文の4の表拡張の欄(1)の場合119平方メートルを限度とし、同欄(2)の場合31.8平方メートルを限度とする。）に付表2に掲げる1平方メートル当たり基準単価（実1平方メートル単価が、1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル単価とする。）を乗じて得た額。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1施設当たり <u>5,101</u>千円</p>	<p>拡張に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>	拡 張		<p>1 厚生労働大臣が承認した面積（ただし、本文の4の表拡張の欄(1)の場合119平方メートルを限度とし、同欄(2)の場合31.8平方メートルを限度とする。）に付表2に掲げる1平方メートル当たり基準単価（実1平方メートル単価が、1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル単価とする。）を乗じて得た額。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1施設当たり <u>4,462</u>千円</p>	<p>拡張に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>
大規模修繕		<p>1 厚生労働大臣が必要と認める額とする。ただし、第5欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1施設当たり <u>5,101</u>千円</p>	<p>大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>	大規模修繕		<p>1 厚生労働大臣が必要と認める額とする。ただし、第5欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1施設当たり <u>4,462</u>千円</p>	<p>大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>

改 正 後

付表 1 (略)

付表 2

1 平方米当たり基準単価

単 価	備 考
1 4 2 , 8 0 0 円	

現 行

付表 1

都道府県人口規模による補助基準面積

都道府県の人口規模	補助基準面積の上限
100万人未満	3,000 平方米
100万人以上300万人未満	4,000 平方米
300万人以上500万人未満	6,000 平方米
500万人以上700万人未満	8,000 平方米
700万人以上	10,000 平方米

付表 2

1 平方米当たり基準単価

単 価	備 考
1 2 4 , 9 0 0 円	

平成21年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金実施要綱 新旧対照表 (案)

改正案	現行
<p>児発第396号 平成9年6月5日</p>	<p>児発第396号 平成9年6月5日</p>
<p>第一次改正 児発第309号 平成10年4月13日</p>	<p>第一次改正 児発第309号 平成10年4月13日</p>
<p>第二次改正 児発第567号 平成12年6月2日</p>	<p>第二次改正 児発第567号 平成12年6月2日</p>
<p>第三次改正 雇児発第422号 平成13年6月26日</p>	<p>第三次改正 雇児発第422号 平成13年6月26日</p>
<p>第四次改正 雇児発第0510003号 平成14年5月10日</p>	<p>第四次改正 雇児発第0510003号 平成14年5月10日</p>
<p>第五次改正 雇児発第0401015号 平成15年4月1日</p>	<p>第五次改正 雇児発第0401015号 平成15年4月1日</p>
<p>第六次改正 雇児発第0331031号 平成17年3月31日</p>	<p>第六次改正 雇児発第0331031号 平成17年3月31日</p>
<p>第七次改正 雇児発第0331035号 平成18年3月31日</p>	<p>第七次改正 雇児発第0331035号 平成18年3月31日</p>
<p>第八次改正 雇児発第1002003号 平成18年10月2日</p>	<p>第八次改正 雇児発第1002003号 平成18年10月2日</p>
<p>第九次改正 雇児発第0507002号 平成19年5月7日</p>	<p>第九次改正 雇児発第0507002号 平成19年5月7日</p>
<p>第十次改正 雇児発第0331023号 平成20年3月31日</p>	<p>第十次改正 雇児発第0331023号 平成20年3月31日</p>
<p>第十一次改正 雇児発第※号 平成※年※月※日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p>

改 正 案

児童環境づくり基盤整備事業の実施について

少子化や核家族化の進行、都市化の進展、地域社会の子育て機能の低下等に伴う育児不安、多様な人間関係を経験する機会の減少など、子どもや家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりの基盤整備を総合的に推進するため、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業実施要綱」を定め、平成9年4月1日から実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。

なお、本通知の実施に伴い、本職通知平成4年5月18日児発第513号「都道府県児童環境づくり対策事業の実施について」、本職通知平成6年6月23日児発第610号「子どもにやさしい街づくり事業の実施について」、本職通知平成元年5月29日児発第401号「家庭支援相談等事業の実施について」及び本職通知昭和61年8月30日児発第727号「児童福祉事業適正化対策特別事業について」は廃止する。

別 紙

児童環境づくり基盤整備事業実施要綱

1 目的 ～ 3 事業の実施方法等 (略)

現 行

児童環境づくり基盤整備事業の実施について

少子化や核家族化の進行、都市化の進展、地域社会の子育て機能の低下等に伴う育児不安、多様な人間関係を経験する機会の減少など、子どもや家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりの基盤整備を総合的に推進するため、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業実施要綱」を定め、平成9年4月1日から実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。

なお、本通知の実施に伴い、本職通知平成4年5月18日児発第513号「都道府県児童環境づくり対策事業の実施について」、本職通知平成6年6月23日児発第610号「子どもにやさしい街づくり事業の実施について」、本職通知平成元年5月29日児発第401号「家庭支援相談等事業の実施について」及び本職通知昭和61年8月30日児発第727号「児童福祉事業適正化対策特別事業について」は廃止する。

別 紙

児童環境づくり基盤整備事業実施要綱

1 目的 ～ 3 事業の実施方法等 (略)

改 正 案	現 行
<p>別添1 児童環境づくり推進機構事業実施要綱</p> <p>1 趣 旨 ～ 2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (1) ～ (3) (略)</p> <p><u>削 除</u></p> <p><u>削 除</u></p> <p><u>4</u> 留意事項 (略)</p> <p><u>5</u> 費用 (略)</p>	<p>別添1 児童環境づくり推進機構事業実施要綱</p> <p>1 趣 旨 ～ 2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (1) ～ (3) (略)</p> <p><u>(4) 子育て環境づくりに資する地域の実情に応じた取組</u> 次世代育成支援対策等を踏まえ、地域の実情に応じた先駆的な子育て支援事業であつて、その成果等を他の都道府県に向けて発信・普及することができる取組を実施する。</p> <p><u>5 事業実施の手続き</u> 本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める方法により、事前に協議を行うものとする。</p> <p><u>6</u> 留意事項 (略)</p> <p><u>7</u> 費用 (略)</p>
<p>別添2 児童育成事業推進等対策事業実施要綱 (略)</p>	<p>別添2 児童育成事業推進等対策事業実施要綱 (略)</p>
<p>別添3 <u>児童ふれあい交流支援事業実施要綱</u></p> <p><u>1 趣 旨</u> <u>市町村が実施する「児童ふれあい交流促進事業」を推進することにより、児童の</u></p>	<p>別添3 <u>健全育成推進事業実施要綱</u></p> <p><u>1 趣 旨</u> <u>児童の健全育成の場で働いている職員等に対して研修を行うことにより、児童の</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>親子でのふれあい、様々な人との出会い、地域の仲間づくりを促進し、子育て家庭の支援や児童の健全な育成を図るものである。</u></p>	<p><u>健全育成の充実を図るものである。</u></p>
<p>2 実施主体 (略)</p>	<p>2 実施主体 (略)</p>
<p>3 事業内容  <u>中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するために市町村が実施する「児童ふれあい交流促進事業」を推進するため、都道府県域で設置する協議会等の運営や啓発活動、情報提供、研究等を実施する。</u></p>	<p>3 事業内容  <u>実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。</u>  (1) <u>地域子育て環境づくり支援事業</u>  <u>地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員(主任児童委員を含む)等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する事業。</u>  (2) <u>児童ふれあい交流支援事業</u>  <u>中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するために市町村が実施する「児童ふれあい交流促進事業」を推進するため、都道府県域で設置する協議会等の運営や啓発活動、情報提供、研究等を実施する事業。</u></p>
<p>4 留意点 ～ 5 費用 (略)</p>	<p>4 留意点 ～ 5 費用 (略)</p>
<p>別添4 民間児童館活動事業実施要綱 (略)</p>	<p>別添4 民間児童館活動事業実施要綱 (略)</p>
<p>別添5 児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱 (略)</p>	<p>別添5 児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱 (略)</p>
<p>別添6 <u>児童ふれあい交流促進事業実施要綱</u> (略)</p>	

改正案

現行

別添7

地域子育て環境づくり支援事業実施要綱

1 趣旨

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員(主任児童委員を含む)等に対して研修等を行うことにより、児童の健全育成の充実を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。  
ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員(主任児童委員を含む)等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する。

5 費用

都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添8 地域組織活動育成事業実施要綱 (略)

(削除)

別添6 地域組織活動育成事業実施要綱 (略)

別添7 児童ふれあい交流促進事業実施要綱 (略)

改正案

現行

別添9

地域子育て支援拠点事業実施要綱

1 趣旨

児童福祉法第6条の2第6項の規定に基づき、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

2 実施主体 ～ 4 事業内容 (略)

5 実施要件

(1) ひろば型

① 基本機能 (略)

② 機能拡充型

市町村から委託等を受けて、ひろば型を実施している社会福祉法人等は、子育て支援活動の展開による機能拡充を図るため、以下のア～エに掲げるいずれかの取組を実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、ひろばを中心に関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援の実施に努めること。

ア ひろばの開設場所（近接施設を含む。）を活用した、一時預かり事業（地域密着型及び地域密着Ⅱ型）又はこれに準じた事業

イ ひろばの開設場所（近接施設を含む。）を活用した、放課後児童健全育成事業又はこれに準じた事業

別添8

地域子育て支援拠点事業実施要綱

1 趣旨

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じている。

このため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

2 実施主体 ～ 4 事業内容 (略)

5 実施要件

(1) ひろば型

① 基本機能 (略)

② 出張ひろばの実施

4の(1)から(4)に加えて、ひろば型を開設している実施主体から委託を受けた社会福祉法人等は、地域のニーズや実情を踏まえ、近隣の公共施設等を活用して、ひろば型と同様の事業を実施する出張ひろばの積極的な開設に努めること。

ア 開設日数等については、週1日～2日、かつ、1日5時間以上開設すること。

イ 出張ひろばは、開設年度の翌年度に、ひろば型に移行することを念頭において実施すること。

ウ ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。



改 正 案	現 行
<p>ウ 乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業            エ その他、市町村独自に補助又は委託を行っている子育て支援事業のうち、市町村がひろば型の活動の充実に資すると認めた事業</p> <p>③ 地域の子育て力を高める取組の実施 (略)</p> <p>④ 出張ひろばの実施            4の(1)から(4)に加えて、ひろば型を開設している市町村又は社会福祉法人等は、地域の実情やニーズにより常設のひろばを開設することが困難な事情がある場合、近隣の公共施設等を活用して、ひろば型と同様の事業を実施する出張ひろばの積極的な開設に努めること。            ア 開設日数等については、週1日～2日、かつ、1日5時間以上開設すること。            イ 出張ひろばは、利用実態など地域の実情を踏まえ、ひろば型への移行を進めることを念頭において実施すること。            ウ ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。            エ 実施場所については、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えない。ただし、その場合には、子育て親子のニーズや利便性等に十分配慮すること。            オ その他、事業の実施に当たっての要件等については、ひろば型と同様とする。</p> <p>(2) センター型 (略)</p> <p>(3) 児童館型            ① 基本機能            ア 実施場所 (略)</p>	<p>エ 実施場所については、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えない。ただし、その場合には、子育て親子のニーズや利便性等に十分配慮すること。            オ その他、事業の実施に当たっての要件等については、ひろば型と同様とする。</p> <p>③ 地域の子育て力を高める取組の実施 (略)</p> <p>(2) センター型 (略)</p> <p>(3) 児童館型            ① 基本機能            ア 実施場所 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>イ 開設日数等  <u>子育て親子のニーズ等に十分配慮し、原則として、週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。ただし、夏休み等の長期休暇期間については、一般児童の利用も考慮して、弾力的な運営を行って差し支えない。</u></p> <p>ウ 職員の配置 (略)</p> <p>② 地域の子育て力を高める取組の実施 (略)</p> <p>6 留意事項 ～ 8 費用 (略)</p>	<p>イ 開設日数等  <u>原則として、週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。</u>  <u>なお、開設時間については、子育て親子のニーズ等に十分配慮するとともに、一般児童の利用時間も考慮して設定すること。</u></p> <p>ウ 職員の配置 (略)</p> <p>② 地域の子育て力を高める取組の実施 (略)</p> <p>6 留意事項 ～ 8 費用 (略)</p>

平成21年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

改 正 案	現 行
<p>厚生省発児第72号 平成9年6月5日</p>	<p>厚生省発児第72号 平成9年6月5日</p>
<p>第一次改正 厚生省発雇児第73号 平成10年4月13日</p>	<p>第一次改正 厚生省発雇児第73号 平成10年4月13日</p>
<p>第二次改正 厚生省発雇児第98号 平成11年6月14日</p>	<p>第二次改正 厚生省発雇児第98号 平成11年6月14日</p>
<p>第三次改正 厚生省発雇児第103号 平成12年6月2日</p>	<p>第三次改正 厚生省発雇児第103号 平成12年6月2日</p>
<p>第四次改正 厚生労働省発雇児第263号 平成13年6月26日</p>	<p>第四次改正 厚生労働省発雇児第263号 平成13年6月26日</p>
<p>第五次改正 厚生労働省発雇児第0510001号 平成14年5月10日</p>	<p>第五次改正 厚生労働省発雇児第0510001号 平成14年5月10日</p>
<p>第六次改正 厚生労働省発雇児第0401007号 平成15年4月1日</p>	<p>第六次改正 厚生労働省発雇児第0401007号 平成15年4月1日</p>
<p>第七次改正 厚生労働省発雇児第0331020号 平成16年3月31日</p>	<p>第七次改正 厚生労働省発雇児第0331020号 平成16年3月31日</p>
<p>第八次改正 厚生労働省発雇児第0401012号 平成17年4月1日</p>	<p>第八次改正 厚生労働省発雇児第0401012号 平成17年4月1日</p>
<p>第九次改正 厚生労働省発雇児第0331027号 平成18年3月31日</p>	<p>第九次改正 厚生労働省発雇児第0331027号 平成18年3月31日</p>
<p>第十次改正 厚生労働省発雇児第0507004号 平成19年5月7日</p>	<p>第十次改正 厚生労働省発雇児第0507004号 平成19年5月7日</p>
<p>第十一次改正 厚生労働省発雇児第0331020号 平成20年3月31日</p>	<p>第十一次改正 厚生労働省発雇児第0331020号 平成20年3月31日</p>
<p>第十二次改正 厚生労働省発雇児第※号 平成※年※月※日</p>	<p>厚生労働省発雇児第0331020号 平成20年3月31日</p>
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>

改正案

厚生事務次官

児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助について

近年の少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ子育てしやすい環境の整備をはかるとともに、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりを総合的に推進するため、児童環境づくり支援事業、子どもにやさしい街づくり事業及び家庭支援相談等事業などにより、児童環境づくり対策の促進を図ってきたところである。

この度、平成8年度から実施されてきた「児童環境づくり支援事業」、平成6年度から実施されてきた「子どもにやさしい街づくり事業」の一部及び平成元年度から実施されてきた「家庭支援相談等事業」の統合を図ることに伴い、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」を定め、平成9年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、平成8年6月7日厚生省発児第103号本職通知「児童環境づくり支援事業費補助金の国庫補助について」、平成6年9月21日厚生省発児第148号本職通知「子どもにやさしい街づくり事業の国庫補助について」及び平成元年5月29日厚生省発児第91号本職通知「家庭支援相談等事業の国庫補助について」は廃止する。

別紙

児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱

(通則) 1 ~ (交付の目的) 2 (略)

現行

厚生事務次官

児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助について

近年の少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ子育てしやすい環境の整備をはかるとともに、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりを総合的に推進するため、児童環境づくり支援事業、子どもにやさしい街づくり事業及び家庭支援相談等事業などにより、児童環境づくり対策の促進を図ってきたところである。

この度、平成8年度から実施されてきた「児童環境づくり支援事業」、平成6年度から実施されてきた「子どもにやさしい街づくり事業」の一部及び平成元年度から実施されてきた「家庭支援相談等事業」の統合を図ることに伴い、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」を定め、平成9年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、平成8年6月7日厚生省発児第103号本職通知「児童環境づくり支援事業費補助金の国庫補助について」、平成6年9月21日厚生省発児第148号本職通知「子どもにやさしい街づくり事業の国庫補助について」及び平成元年5月29日厚生省発児第91号本職通知「家庭支援相談等事業の国庫補助について」は廃止する。

別紙

児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱

(通則) 1 ~ (交付の目的) 2 (略)

改 止 案	現 行
<p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 児童環境づくり推進機構事業 (略)</p> <p>(2) 児童育成事業推進等対策事業 (略)</p> <p>(3) <u>児童ふれあい交流支援事業</u>            平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「<u>児童ふれあい交流支援事業実施要綱</u>」により、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(4) 民間児童館活動事業 (略)</p> <p>(5) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 (略)</p> <p>(6) <u>児童ふれあい交流促進事業</u>            平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6「<u>児童ふれあい交流促進事業実施要綱</u>」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(7) <u>地域子育て環境づくり支援事業</u>            平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添7「<u>地域子育て環境づくり支援事業実施要綱</u>」</p>	<p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 児童環境づくり推進機構事業 (略)</p> <p>(2) 児童育成事業推進等対策事業 (略)</p> <p>(3) <u>健全育成推進事業</u>            平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「<u>健全育成推進事業実施要綱</u>」により、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(4) 民間児童館活動事業 (略)</p> <p>(5) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 (略)</p>

改正案

現行

により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(8) 地域組織活動育成事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添8「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。

(削除)

(9) 地域子育て支援拠点事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添9「地域子育て支援拠点事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(交付額の算定方法) 4 ～ (その他) 13 (略)

(6) 地域組織活動育成事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。

(7) 児童ふれあい交流促進事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添7「児童ふれあい交流促進事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(8) 地域子育て支援拠点事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添8「地域子育て支援拠点事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(交付額の算定方法) 4～ (その他) 13 (略)

改正案

現行

別表

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
児童の健全育成に必要な経費	1 児童環境づくり推進機構事業費 都道府県当たり年額 11,380,000円 (平成21年度限りとする。)	児童環境づくり推進機構事業に必要な経費	定額
	2 児童育成事業推進等対策事業費 (1) 都道府県、指定都市及び中核市に対し厚生労働大臣が認めた額 (2) 市区町村に対し厚生労働大臣が認めた額	児童育成事業推進等対策事業に必要な経費	定額
	3 児童ふれあい交流支援事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 936,000円	児童ふれあい交流支援事業に必要な経費	1/3
	4 民間児童館活動事業費 (1) 児童館 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 1,796,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の小型児童館にあつては、1か所当たり898,000円とする)	民間児童館活動事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)	1/3

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
児童環境づくり事業費	1 児童環境づくり推進機構事業費 (1) 都道府県当たり年額 11,380,000円 (2) 児童環境づくり推進機構事業実施要綱3(4)に掲げる事業については、厚生労働大臣が認めた額とする。	児童環境づくり推進機構事業に必要な経費	定額
推進等対策事業費	2 児童育成事業推進等対策事業費 (1) 都道府県、指定都市及び中核市に対し厚生労働大臣が認めた額 (2) 市区町村に対し厚生労働大臣が認めた額	児童育成事業推進等対策事業に必要な経費	定額
健全育成推進事業費	3 健全育成推進事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 2,000,000円	健全育成推進事業に必要な経費	1/3
市町村児童環境づくり基盤整備事業費	4 民間児童館活動事業費 (1) 児童館 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 1,831,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の小型児童館にあつては、1か所当たり915,000円とする)	民間児童館活動事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)	1/3

改 正 案			現 行		
児童の健全育成に必要な経費	市町村児童環境づくり基盤整備事業費	(2) 児童センター 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)~(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施  1か所当たり年額 2,963,000円×か所数  (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあつては、1か所当たり1,481,000円とする)			1/3
		5 児童福祉施設併設型民間児童館事業費  1か所当たり年額 10,138,000円×か所数  (ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあつては、1か所当たり5,069,000円とする)	児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要な経費		
		6 児童ふれあい交流促進事業費  1市町村当たり年額 1,160,000円	児童ふれあい交流促進事業に必要な経費		
地域子育て支援に必要な経費	健全育成推進  市町村児童環境づくり基盤整備事業費	7 地域子育て環境づくり支援事業費  都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 936,000円	地域子育て環境づくり支援事業に必要な経費		
		8 地域組織活動育成事業費 1か所当たり年額 189,000円×組織数	地域組織活動育成事業に必要な経費		
		9 地域子育て支援拠点事業費 (1) ひろば型 ア 基本分 (7)3~4日型 1か所当たり年額 3,556,000円×か所数 (機能拡充型の場合、1か所当たり年額 4,787,000円)	地域子育て支援拠点事業に必要な経費		
市町村児童環境づくり基盤整備事業費		(2) 児童センター 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)~(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施  1か所当たり年額 3,016,000円×か所数  (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあつては、1か所当たり1,508,000円とする)			1/3
		5 児童福祉施設併設型民間児童館事業費  1か所当たり年額 10,403,000円×か所数  (ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあつては、1か所当たり5,201,000円とする)	児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要な経費		
		6 地域組織活動育成事業費  1か所当たり年額 189,000円×組織数	地域組織活動育成事業に必要な経費		
市町村児童環境づくり基盤整備事業費		7 児童ふれあい交流促進事業費  1市町村当たり年額 1,200,000円	児童ふれあい交流促進事業に必要な経費		
		8 地域子育て支援拠点事業費 (1) ひろば型 ア 基本分 (7)3~4日型 1か所当たり年額 3,556,000円×か所数	地域子育て支援拠点事業に必要な経費		